

令和6年度(2024年度)

# 土木部事業概要

函館市土木部



# 函 館 市 民 憲 章

## (前 文)

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

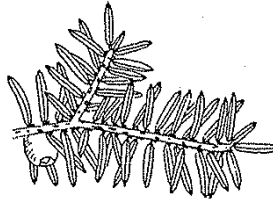
山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

## (本 文)

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

○ 市 の 木

木 名 おんこ (いちい)



制定年月日 昭和50年4月1日

制定理由 常緑針葉樹で一般家庭、職場、公共施設と用途が広く、赤い実をつけ小鳥をよぶ木として子供達にも人気があります。昔から植えられ、現在では、名古木が多く、品位と長寿を誇る木として親しまれ、四季を通じて緑を提供してくれる代表的な木です。

○ 市 の 花

花 名 つつじ (やまつつじ)

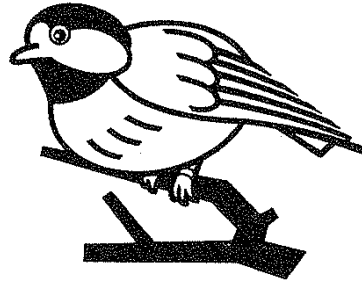


制定年月日 昭和50年4月1日

制定理由 半落葉低木で道南特有のヤマツツジがポピュラーなもので、函館山の一角では、この花群で、華やかにいろどられ、初夏をつたえる花として市民に広く親しまれ、また情熱的な花として代表的な花です。

○ 市 の 鳥

鳥 名 ヤマガラ (シジュウカラ科)



制定年月日 昭和62年5月10日

制定理由 “ヤマガラ、は、函館山をはじめ市街地周辺に多く生息し、一年中見られる小鳥です。

樹木の多い公園でもよく見受けられ、人家の庭先にもしばしば姿を見せてくれる愛らしい鳥で、色彩が豊かなため、目を凝らして探すと子供から大人まで容易に識別することができます。

また、「市の木」おんこの実を好むことから、函館のシンボルとしてふさわしい鳥でもあります。

住宅地の庭先においても容易に“ヤマガラ、が訪れるような環境を創るため、市民ぐるみで緑を増やし、住みよい函館にしたいものです。

# 目 次

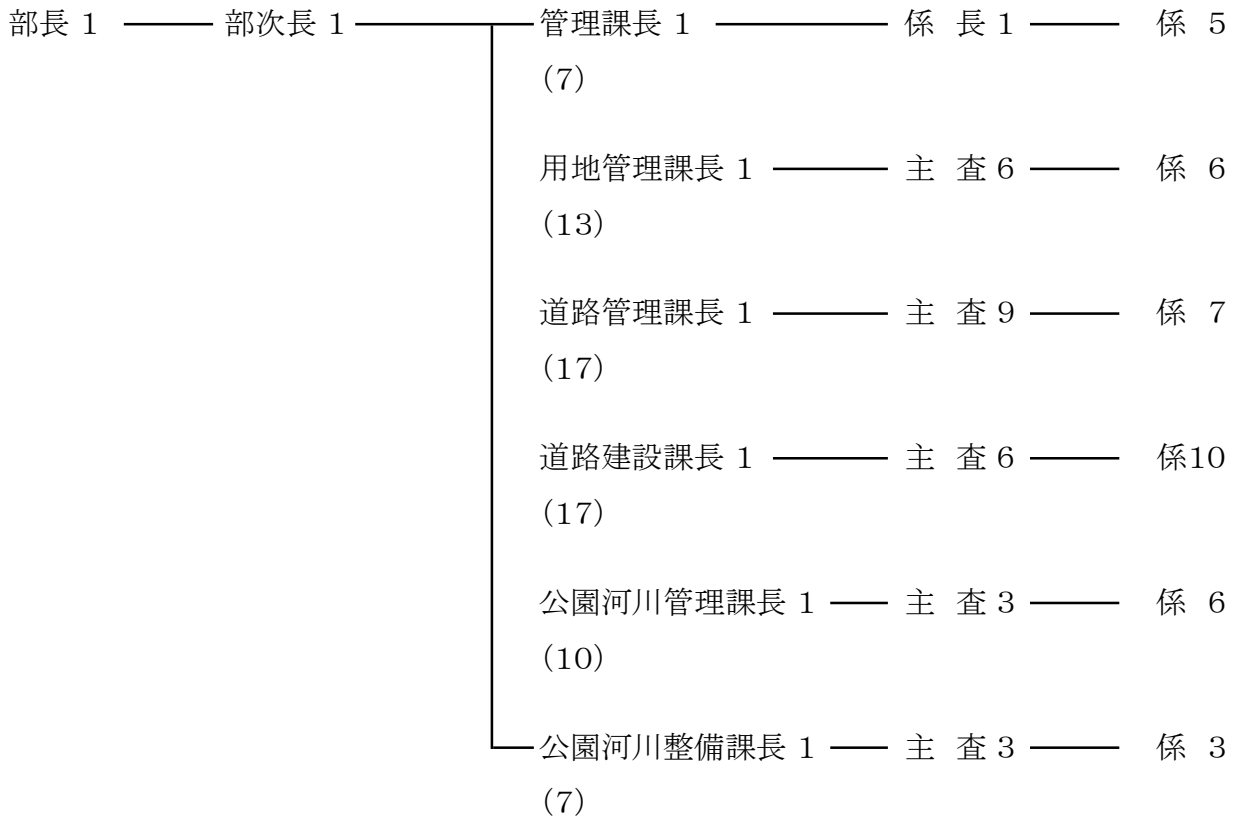
1. 組 織	
○ 土木部機構図	1
○ 事務分掌	2
2. 予 算	
○ 一般会計歳出予算額に占める土木費の割合	4
○ 土木部関連予算	5
3. 道 路	
○ 道路の管理者	6
○ 道路の現況	6
○ 舗装率の推移	6
○ 維持補修	7
・維持補修費の推移	7
・維持補修車両一覧	7
・函館市における最大積雪深の推移	7
○ 道路照明灯管理状況	7
○ ロードヒーティング設置状況	8
○ 私有道路の寄附採納基準	9
○ 私有道路の寄附採納事務工程図	10
○ 市道路線の認定および廃止基準	11
4. 道 路 建 設	
○ 都市計画道路の現況	12
○ 現在施工中の都市計画道路	12
○ 都市計画道路事業費の推移	13
○ 道路舗装改良事業費の推移	14
5. 河 川	
○ 河川の現況	15
○ 河川整備費の推移（補助事業）	16
○ 河川費の推移（維持管理費等を含む）	16

6. 公 園	
○ 公園緑地の分類と配置	17
○ 公園・緑地の現況	18
○ 公園整備費の推移	18
○ 函館市の公園・緑地	19
○ 土木部所管主要公園の沿革	28
○ 函館山各種案内標識設置状況	32
○ 函館公園動物施設および飼育動物調書	33
7. 緑 化	
○ 街路樹の一覧	34
○ 保存樹木・保存樹林	35
8. 墓地・墓園	
○ 墓地の現況	36
○ 墓園の現況	37
9. 市営駐車場	
○ 駐車場の現況	38
○ 利用状況	38

# 1. 組 織

## ○ 土木部機構図

令和6年4月1日現在



部長	部次長	課長	係長・主査	係	計
1	1	6	28	37	73



○ 事務分掌

土 木 部

管 理 課

庶 務 係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。
- (2) 工事の契約に関すること。

用地管理課

- (1) 市道の認定，河川の指定等に関すること。
- (2) 道路台帳，河川台帳等に関すること。
- (3) 道路，河川，公園等の用地の寄附採納等に関すること。
- (4) 道路，河川，公園等の境界に関すること。
- (5) 地籍調査に関すること。
- (6) 道路，河川，公園等の用地の取得に関すること。
- (7) 公園，緑地，墓地等の財産管理に関すること。

道路管理課

- (1) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (2) 道路等の使用料，手数料等の収納に関すること。
- (3) 道路等の使用管理に関すること。
- (4) 栈橋駐車場，函館駅前広場駐車場および若松町駐車場の管理に関すること。
- (5) 道路等の維持および修繕に係る計画に関すること。
- (6) 支所所管区域を除く区域内の道路等の維持および修繕に関すること。

道路建設課

- (1) 道路事業に係る企画および総合調整に関すること。
- (2) 道路事業および交通安全施設事業の実施計画および建設工事に関すること。
- (3) 市道の災害復旧に関すること。

公園河川管理課

- (1) 公園，河川等の使用料，手数料等の収納に関すること。
- (2) 公園，河川等の使用管理に関すること。
- (3) 緑化の推進に関すること。
- (4) 公園，緑地，墓地等の施設管理に関すること。
- (5) 公園，緑地，墓地等の管理計画等に関すること。
- (6) 緑化審議会に関すること。
- (7) 熱帯植物園に関すること。
- (8) 戸井ウォーターパークに関すること。

- (9) 恵山シーサイドパークゴルフ場に関する事。
- (10) 河川等の維持および修繕に係る計画に関する事。
- (11) 支所所管区域を除く区域内の河川等の維持および修繕に関する事。

公園河川整備課

- (1) 公園緑地事業、河川事業、急傾斜地事業および海岸保全事業に係る企画および総合調整に関する事。
- (2) 公園、緑地、河川、排水路、墓地等の事業の実施計画および建設工事に関する事。
- (3) 公園、緑地、河川、排水路、墓地等の災害復旧に関する事。

## 2. 予 算

○ 一般会計歳出予算額に占める土木費の割合

(1) 令和6年度予算

科 目	予算額 千円	構成比 %	科 目	予算額 千円	構成比 %
1 議 会 費	344,463	0.24	9 消 防 費	719,322	0.50
2 総 務 費	8,260,223	5.76	10 教 育 費	7,271,971	5.08
3 民 生 費	56,409,467	39.37	11 公 債 費	11,056,336	7.72
4 衛 生 費	11,795,604	8.23	12 諸 支 出 金	5,961,104	4.16
5 労 働 費	141,066	0.10	13 職 員 費	17,201,842	12.01
6 農林水産費	1,432,440	1.00	14 予 備 費	100,000	0.07
7 商 工 費	12,264,823	8.56			
8 土 木 費	10,311,339	7.20	合 計	143,270,000	100.00

(2) 令和5年度予算

科 目	予算額 千円	構成比 %	科 目	予算額 千円	構成比 %
1 議 会 費	350,513	0.25	9 消 防 費	1,620,322	1.16
2 総 務 費	5,841,635	4.20	10 教 育 費	8,109,839	5.83
3 民 生 費	54,209,778	38.97	11 公 債 費	11,371,252	8.17
4 衛 生 費	12,146,647	8.73	12 諸 支 出 金	6,192,366	4.45
5 労 働 費	142,320	0.10	13 職 員 費	15,597,768	11.21
6 農林水産費	1,354,436	0.97	14 予 備 費	500,000	0.39
7 商 工 費	11,299,324	8.12			
8 土 木 費	10,363,800	7.45	合 計	139,100,000	100.00

○ 土木部関連予算

科目		令和6年度予算額	構成比	令和5年度予算額	構成比
		千円	%	千円	%
衛生費	墓地費	6,476	0.10	6,051	0.10
商工費	観光費	224,000	3.56	220,000	3.55
土木費	土木総務費	1,849	0.03	2,034	0.03
	道路橋梁総務費	214,053	3.40	224,295	3.62
	道路橋梁維持費	1,455,986	23.14	1,490,825	24.03
	道路橋梁 新設改良費	1,860,385	29.57	1,841,027	29.68
	交通安全施設 整備事業費	18,367	0.29	16,931	0.27
	河川費	44,410	0.71	52,834	0.85
	都市計画総務費	1,125,278	17.88	1,089,941	17.57
	緑化推進費	65,170	1.04	44,943	0.72
	街路整備事業費	974,144	15.48	865,700	13.96
	公共施設 整備事業費	162,000	2.57	204,400	3.30
	公園費	140,379	2.23	143,998	2.32
		小計	6,062,021	96.34	5,976,928
計		6,292,497	100.00	6,202,979	100.00

※ 予算額には繰越明許費を含む。

### 3. 道 路

○ 道路の管理者

(令和6年4月1日現在)

区 分	路線数(本)	実延長(km)	管理機関
国 道	5	126.3	国土交通省北海道開発局函館開発建設部
道 道	17	127.7	北海道渡島総合振興局函館建設管理部
市 道	4,599	1,313.6	
本 庁 区 域	4,227	1,046.9	函館市土木部用地管理課
4 支 所 区 域	372	266.7	函館市各支所産業建設課
計	4,621	1,567.6	

※ 4支所区域:戸井支所, 恵山支所, 樞法華支所および南茅部支所の区域

○ 道路の現況

道路種別	路線数	全体(A) (延長)	種 類 別 内 訳				舗装道(B) (延長)	舗装率 B/A	
			道路 (延長)	橋 梁		ト ン ネル			
				橋数 (か所)	(延長)	(か所)			(延長)
一 般 市 道	本 4,567	m 1,309,550	m 1,305,934	木 橋 3 永久橋 237 計 240	m 15 3,590 3,605	1 11	m 1,008,111	% 77.0	
本 庁 区 域	4,195	1,042,809	1,039,833	木 橋 1 永久橋 166 計 167	5 2,976 2,981	- -	924,301	88.6	
4 支 所 区 域	372	266,741	266,101	木 橋 2 永久橋 71 計 73	10 619 629	1 11	83,810	31.4	
自 転 車 歩 行 者 専 用 道 路 ( 本 庁 区 域 )	32	4,054	3,934	4 (永久橋)	120	- -	3,823	94.3	
合 計	4,599	1,313,604	1,309,868	244	3,725	1 11	1,011,934	77.0	

※ 集計方法は道路施設現況調査による

○ 舗装率の推移 (平成28年3月～令和6年3月)

年月日	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3
都市名									
函館市	75.9	76.3	75.9	76.5	76.7	76.8	76.9	77.0	77.0
札幌市	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.5
旭川市	85.2	85.4	85.2	85.6	86.1	86.3	86.5	86.5	86.7
小樽市	77.1	77.1	77.1	77.1	77.6	77.7	78.0	78.1	78.3
室蘭市	95.0	95.0	95.0	95.1	95.3	95.4	95.4	95.4	95.5

※ 道路施設現況調査による

※ 札幌市は地方主要道(札幌市道)を含む。

○ 維持補修

・維持補修費の推移

(単位:千円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (予算)
道路維持補修費	562,368	642,377	566,676	631,053	726,433	576,754	587,502	640,370	636,273	535,589
除雪用機械割賦購入費				1	17,399	17,389	17,387	17,386		
除雪用機械購入費					6,123					
除 雪 費	777,641	198,609	929,683	697,071	257,629	817,081	607,030	1,230,224	325,081	667,883
道 路 清 掃 費	58,133	72,023	51,948							
ロードヒーティング維持費	191,629	150,884	217,412	195,168	162,201	191,884	215,054	271,427	186,709	241,904
道路簡易舗装費	7,506	7,506	8,510	5,140	2,337	4,719	9,460	23,538	10,208	10,340

※ 道路清掃費について、平成30年度以降は道路維持補修費に計上している。

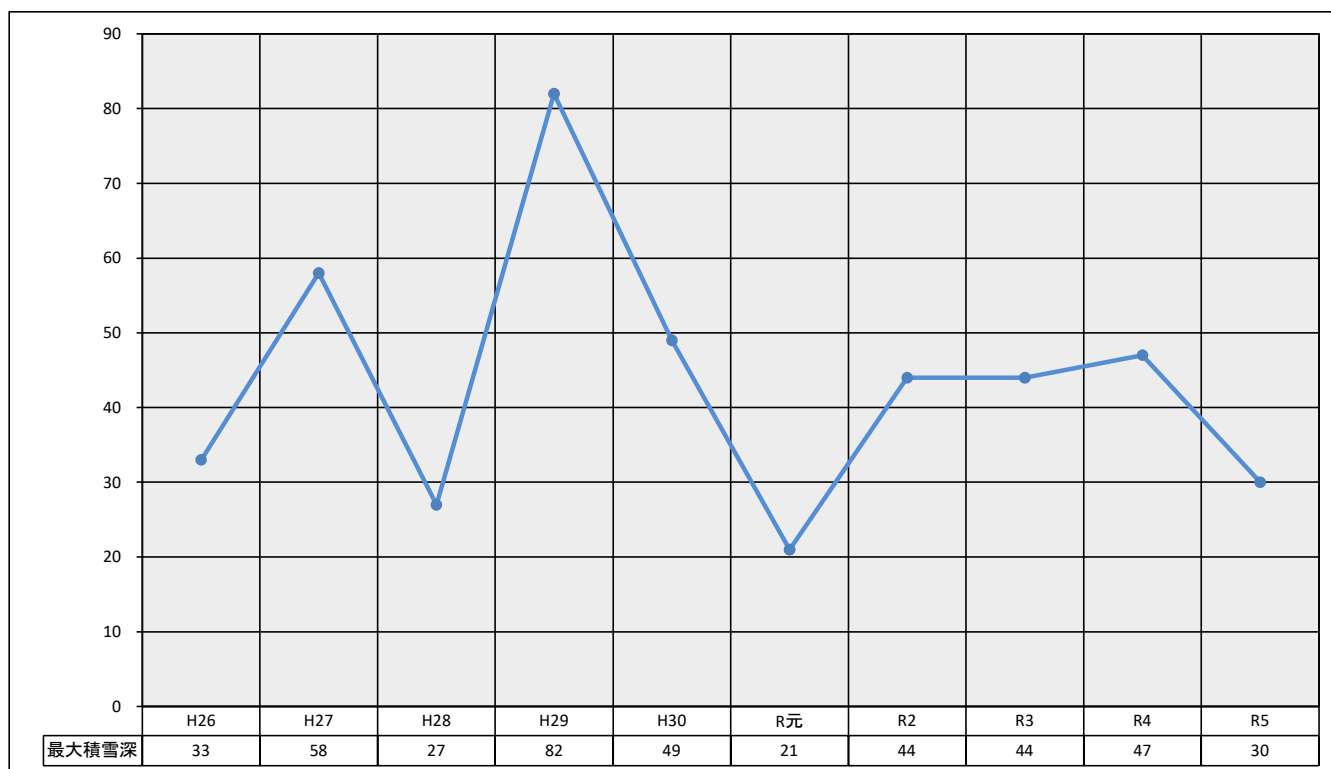
・維持補修車両一覧(土木部所管分)

(令和6年4月1日現在)

種 類	台 数	種 類	台 数	種 類	台 数
道路パトロール車	1				

・函館市における最大積雪深の推移

(平成26年度～令和5年度)



○ 道路照明灯管理状況(土木部所管分)

(単位:基)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
種 類										
蛍光灯, 水銀灯等	13,362	12,514	11,776	11,076	10,522	9,804	9,140	8,280	7,611	7,014
L E D 灯	449	1,454	2,364	3,081	3,882	4,638	5,411	6,166	6,952	7,558
計	13,811	13,968	14,140	14,157	14,404	14,442	14,551	14,446	14,563	14,572

○ ロードヒーティング設置状況

(令和6年4月1日現在)

区分	路線数	路線名	設置箇所	設置年月	延長 m	幅員 m
車道57路線 (本庁)	1	日吉が丘通1号	花園町20～日吉町3丁目44	S46.11, H6.12	108.9	3.00 ～ 7.50
	2	公園通1号	宝来町7	S47.10	51.3	4.50
	3	末広12号線	末広町4～3	S54.11, H7.12	112.1	3.00 ～ 6.30
	4	末広栄町通				
	5	湯川高丘線・高圧	湯川町3丁目36～榎本町2	S56.12	151.9	6.50
		湯川高丘線・低圧	湯川町3丁目36～35	H7.12	88.7	6.50
	6	弥生坂通	船見町8～3, 弥生町19～船見町3	H3.12, H13.12	305.0	3.00 ～ 6.00
	7	船見13号線	船見町8～3, 船見町6～4	H3.12, H5.12	236.0	3.00
	8	二十間坂通	元町17～18	H3.12	98.8	3.00
		二十間坂通(ガス式)	末広町17～4	H8.3, H8.12, H9.12	225.5	6.00
	9	上湯川団地通	上湯川町7	H3.12, H11.12, H16.11	300.6	6.00
	10	船見8号線	船見町16～14	H4.12	133.0	4.00
	11	元町19号線	元町19～23, 元町25～29	H31.3, R元.12	263.7	5.50
	12	青柳5号線	字水元谷1～青柳町5	H4.12	267.4	3.00
	13	谷地頭25号線	谷地頭町28～31	H4.12	131.3	5.50
	14	湯川2-8号線	湯川町2丁目27～26	H4.12	32.0	5.50
	15	日吉団地線	日吉町3丁目35～34, 日吉町3丁目35～30	H4.12, H10.12	135.3	5.50
		榎本高丘線	高丘町38～13, 高丘町36～25	H4.12, H5.12	60.0	5.50
	16	榎本高丘線(ガス式)	上野町18～21	H7.12, H31.3	239.0	5.50
	17	船見2号線	船見町23～25, 船見町26～27	H5.12, H6.12	378.0	5.50
	18	基坂通(ガス式)	大町1～末広町20, 弥生町2～元町33	H5.12, H6.11	169.5	6.00
	19	元町10号線(ガス式)	元町1～3	R4.12	194.4	3.00 ～ 9.00
	20	万代11号線	亀田町5～万代町9, 吉川町1～万代町10	H6.12	23.4	5.50
	21	日吉3-11号線	日吉町3丁目5～6	R2.12	39.6	4.00
	22	銭亀中野線	銭亀町120～225	H6.12	163.5	2.75 ～ 5.50
	23	船見12号線	船見町7～12	H7.12	130.6	3.60 ～ 4.00
	24	石崎鶴野線	石崎町490～478	H7.12	132.8	4.50 ～ 7.90
	25	幸坂通(ガス式)	弁天町4～弥生町21, 弥生町10～船見町11, 船見町17～12	H8.12, H9.12, H10.12	429.5	6.00
	26	日暮し通	谷地頭町10～青柳町5	H8.12	198.7	3.00
	27	放射4-1号線	本通4丁目17	H8.12	120.0	6.00
	28	東山墓園通	陣川町14～東山町117	H8.12	210.0	6.00
	29	谷地頭17号線	谷地頭町2～5	H9.12	147.2	5.50
	30	公園通2号	大縄町16 中島町6	H9.12 H9.12	61.0	4.50 ～ 5.50
	31	松代通	松川町23	H9.12	60.0	4.00
	32	銭亀19号線(灯油式)	銭亀町156～300	H9.12	222.8	3.00 ～ 3.50
	33	東山陣川線	東山町119～陣川1丁目13, 東山町119～陣川1丁目13	H10.12, H15.12	292.7	5.50
	34	湯川2-1号線	湯川町2丁目41～1丁目32	H10.12	180.3	5.50
	35	住吉6号線(灯油式)	住吉町2～3	H10.12	200.0	3.00 ～ 5.00
	36	根崎1号線	根崎町550～431	H10.12	85.0	3.50 ～ 5.50
	37	赤川7号線(ガス式)	赤川町475～亀田中野町136	H11.8	424.0	5.50
	38	谷地頭21号線	谷地頭町14～19	H11.12	202.0	4.00 ～ 5.50
	39	文教通3号	戸倉町32～23	H11.12	211.3	5.50
	40	本通見晴通2号	山の手2丁目1～山の手1丁目1	H11.12	100.0	6.00 ～ 9.00
	41	東山鈴蘭丘線	東山3丁目33～東山町20	H11.12	80.0	5.50
	42	寺町通	入舟町8～弥生町24	H12.12	133.3	6.00
	43	東山3-22号線	東山3丁目30～29	H12.12	160.0	5.50
	44	古川石崎線(灯油式)	古川町220～361	H12.12	133.0	5.00
	45	表参道	谷地頭町8～9	H14.3	80.0	6.00
	46	神山陣川線	神山3丁目66～陣川町53	H13.12	123.0	5.50
	47	青柳23号線	青柳町8	H13.12	40.0	2.50
	48	八幡坂通	元町14～15, 元町32～31, 末広町19～18	H15.3, H16.3, H17.2	262.5	6.00
	49	五稜郭駅前通	亀田本町51～8	H14.12	27.0	8.50 ～ 23.50
	50	美原学園通	石川町38～107	H14.9	77.0	6.80 ～ 9.00
	51	亀田中野53号線	亀田中野町279	H14.12	155.4	3.00 ～ 5.50
	52	昭和3-1号線	昭和3丁目33～31	H14.12	70.9	3.00 ～ 6.00
	53	流通西栲線	西栲町589～610	H16.12	122.1	5.50
	54	志海苔瀬戸川線	志海苔町391～370	H17.12	195.8	4.00
55	船見14号線	船見町7～8	H12.11	32.3	1.25 ～ 2.20	
		日吉町1丁目11～日吉町2丁目11		90.5	3.77 ～ 7.00	
56	文教通1号	日吉町1丁目11～滝次町2	H30.3	151.0	7.00 ～ 9.50	
57	日吉4-51号線	東山町165～168番地先	H16.R1	454.7	6.40 8.30	
	小計				9,765.3	
車道11路線 (南茅部支所)	58	磨光小学校線	尾礼部町843～949, 尾礼部町953～954	S59, H6	112.0	5.00 ～ 8.50
	59	白尻小学校1号線	白尻町224-3～234-4, 白尻235地先～331, 白尻町334-2～340-4, 白尻町596-1～595-16	S59, H2, H15	204.0	4.00 ～ 5.75
	60	白尻東海線	白尻町119-1～402-1	S62	63.0	5.00
	61	安浦白樺団地線	安浦町37-1～344-3	H1	40.0	5.00
	62	川波清水線	川波町990-1～986-1, 川波町176-1～990-1	H4, H9	165.4	2.75 5.50
	63	古部小学校線	古部町149-1～270-1	H5	191.0	3.00 ～ 4.00
	64	木直小学校1号線	木直町1043～991, 木直町360-1～795-4	H5, H13	203.0	3.50 ～ 6.00
	65	川波中央2号線	川波町1515地先～1540	H5	60.0	7.50
	66	大船美呂泊線	大船町844-1～382-6	H8	370.0	5.10
67	大船高台1号線	大船町33-1～574-1	H11	236.8	4.25 ～ 6.75	
68	川波高等学校1号線	川波町426-1～438-1, 川波町424-3～496-1	H17.12	58.2	4.00 ～ 5.25	
	小計				1,703.4	
車道1路線 (綾法華支所)	69	水無1号線	恵山岬町73～恵山岬町85	H5	118.2	5.75
	小計				118.2	
横断歩道橋1橋(本庁)	1	駒場町歩道橋	駒場町1	S43.12	42.9	1.50
	小計				42.9	
歩道5路線 (本庁)	1	末広8号線歩道(灯油式)	元町15・17	H8.12	50.6	1.50
	2	元町19号線歩道(電気式)	元町18・19	H31.3	52.5	1.89 ～ 2.84
	3	八幡坂通	元町14・15, 元町32・31, 末広町19・18	H15.3, H16.3, H17.3	505.5	1.50
	4	若松6号線	若松町12	H16	172.4	3.00
	5	基坂通	弥生町2	H27	40.3	2.00
	小計				821.3	
歩道2路線 (南茅部支所)	6	磨光小学校線	尾礼部町953～954	H6	165.0	1.50
	7	白尻小学校1号線	白尻町224-3～334-2, 白尻町333-1～332	H2, H9	265.3	1.00
	小計				430.3	
合計					12,881.4	

## ○ 私有道路の寄附採納基準

(目的)

第1条 この基準は、現に一般通行の用に供されている私有道路の寄附を受ける場合の要件、手続等を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 市が寄附を受ける私有道路は、公道に接続する公共的利用価値のある道路で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 市街化区域においては、道路敷地の幅員が6 m以上あること。ただし、当該道路沿いに家屋が連たんし拡幅が困難と認められる場合、その他特別の理由があると認められる場合は4 m以上あること。
- (2) 市街化調整区域においては、市街化が形成され、道路敷地の幅員が6 m以上あること。
- (3) 道路敷地内に交通の支障となる物件がないこと。
- (4) 道路と民有地との境界が現地で明確に判別できること。
- (5) 道路敷地に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (6) 路面の排水施設を備えているか、または路面排水が出来る形状であること。
- (7) 道路の縦断勾配が6 %以下であること。ただし小区間(40m程度)に限り、9 %以下の場合も認めるものとする。
- (8) 道路の路面が通行に差し支えない程度に整備されていること。
- (9) 道路の敷地が極端に屈曲してたり、極端に幅員が不定でないこと。

2 市長は、特別に必要なと認めるときは、前各号の規定にかかわらず、私有道路の寄附を受けることが出来る。

(私有道路の寄附申込)

第3条 私有道路を市に寄附しようとする者は、私有道路寄附申込書(様式1)に道路の位置図を添付して市長に提出しなければならない。

(審査および調査)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、当該申込書に基づき審査し、必要な調査を行うものとする。

(申込者への通知)

第5条 市長は、前条により審査および調査を行った結果を申込者へ通知するものとする。

- (1) 寄附申込を受理する場合は、道路用地の寄附受理通知(様式2)により行うものとする。
- (2) 寄附申込を不受理とする場合は、道路用地の寄附不受理通知(様式3)により行うものとする。

(図書の整理)

第6条 道路用地の寄附受理の通知を受けた者は、速やかに次に掲げる書類を整備し、市長に提出しなければならない。

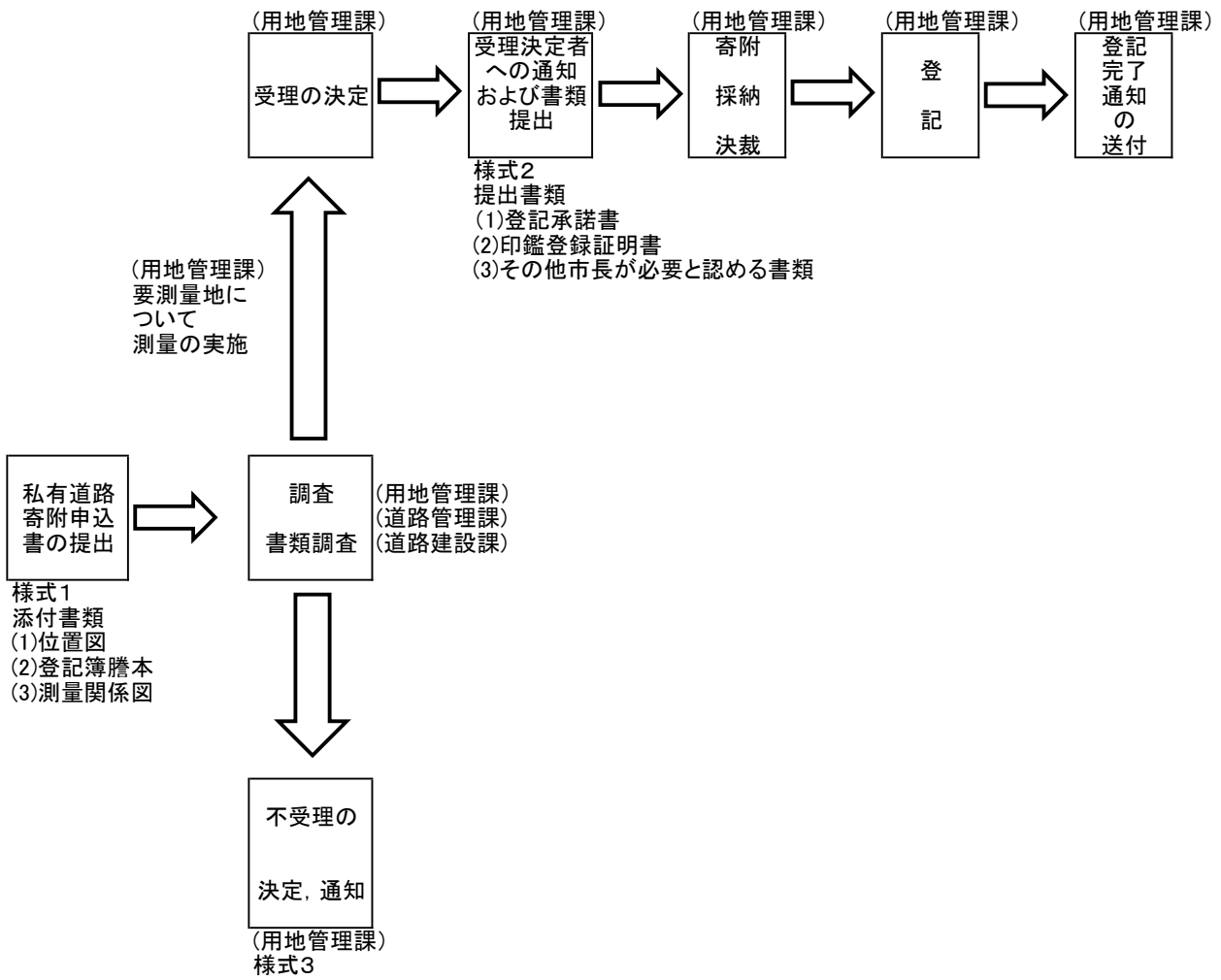
- (1) 登記承諾書 1通
- (2) 印鑑登録証明書 1通
- (3) その他市長が必要と認める書類

附 則

- 1 この基準は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 私有道路の寄附採納基準(平成元年5月1日制定。)は、廃止する。



○ 私有道路の寄附採納事務工程図



○ 市道路線の認定および廃止基準

(目的)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第8条および第10条の規定に基づき、函館市道として路線を認定し、および廃止するために必要な事項を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図ることを目的とする。

(認定の範囲)

第2条 市道として路線認定をする道路は、公共的利用価値のある次に掲げる道路とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等の規定により本市に帰属した道路
- (2) 国道または道道の廃止に伴い市道として存置する必要のある道路
- (3) 都市計画事業として事業認可を受ける計画道路
- (4) 「私有道路の寄附採納基準」（平成7年4月1日制定）に基づき市が寄附を受けた道路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め、かつ当該道路敷地について権原を取得することができる道路

(認定の要件)

第3条 市道としての路線の認定は、前条各号の道路のうち、その路線が交通上必要と認められる道路で、その道路敷地の幅員が6メートル（当該道路沿いに家屋が連たんし拡幅が困難と認められる場合その他特別の理由があると認められる場合は、4メートル）以上であって、かつ、次のいずれかの要件を備えたものについて行うものとする。

- (1) 路線の起点および終点が直接公道に連絡すること。
- (2) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端が自動車（二輪自動車を除く。以下同じ。）の通行に支障のない幅員4メートル以上の建築基準法第42条第1項第2号、第3号または第5号の道路（当該道路が自動車の通行に支障のない他の道路に連絡する道路である場合に限る）に連絡すること。
- (3) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端の終点到自動車転回可能な広場が確保されていること。
- (4) 路線の一端が公道に連絡し、かつ、他の一端が公園、学校、河川等の公共的施設その他これに類するものとして市長が特に認める施設に連絡すること。

(廃止)

第4条 市道の路線の廃止は、当該市道が次の各号の一に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 他の道路の新設により不要となる場合
- (2) 都市計画法、土地区画整理法等の規定に基づく事業の施行により不要となる場合
- (3) 国道または道道として国または道に移管する場合
- (4) 路線の見直しにより、新たに認定をし直す場合
- (5) 周辺地域における土地利用の変化等により、廃止しても公益上支障がないと認められる場合

附 則

1 この基準は、平成元年5月1日から施行する。

2 私有道路の市道路線認定基準（昭和48年2月16日制定。以下「旧基準」という。）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年8月1日から施行する。

## 4. 道路建設

### ○ 都市計画道路の現況

(令和6年4月1日現在)

種類	計画決定		整備状況				
			改良		舗装		
	延長(m)	構成比(%)	延長(m)	整備率(%)	延長(m)	整備率(%)	
市道	135,560	62.0	111,170	82.0	105,900	78.1	
参考	国道	42,690	19.5	37,590	88.1	37,590	88.1
	道道	40,400	18.5	37,430	92.6	36,750	91.0
計	218,650	100.0	186,190	85.2	180,240	82.4	

### ○ 現在施工中の都市計画道路(市が事業主体のものに限る)

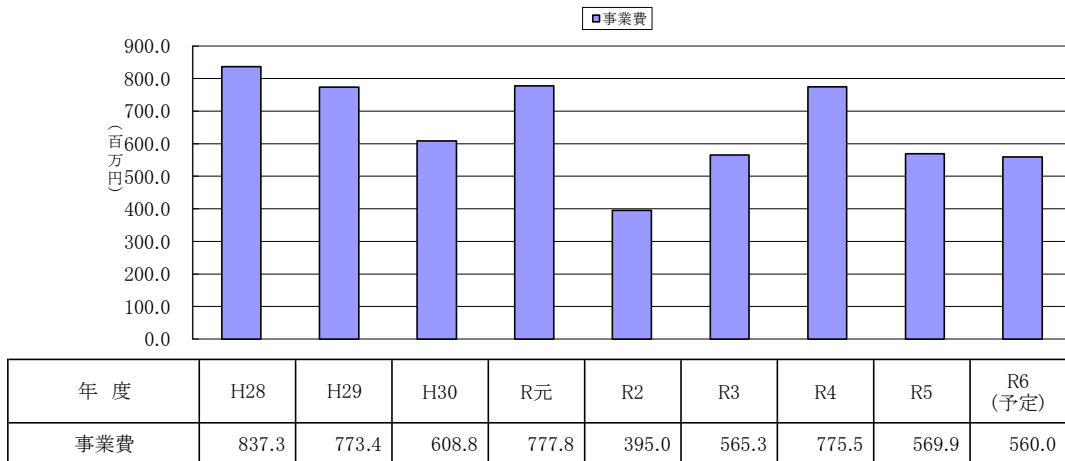
道路名	延長 (m)	幅員 (m)	車道幅員 (m)	歩道幅員 (m)	完成年度 (予定)	事業費 (計画事業費)	備考
3・4・66 日吉中央通 (湯川工区)	900	16	9.0	3.5×2	R6	2,458	事業認可 H30～R6

○ 都市計画道路事業費の推移(市が事業主体のものに限る)

(単位:百万円)

	S52~H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)
3・1・7 新 川 広 路	496.9									
3・2・10 基 坂 通	390.0									
3・2・11 二 十 間 坂 通	1,141.8									
3・2・14 広 小 路	308.0									
3・2・15 八 幡 通	438.7									
3・3・18 西 部 環 状 線	318.9									
3・3・20 放射2号線(昭和橋)	150.0									
3・3・22 放 射 4 号 線	1,416.9									
3・3・29 八 幡 坂 通	716.1									
3・4・35 表 参 道	617.5									
3・4・36 公 園 通	466.2									
” ” (中の橋)	90.6									
3・4・39 教 育 大 通	1,137.2									
3・4・41 温 泉 通	142.0									
3・4・46 見 晴 公 園 通	2,670.5									
3・4・64 深 堀 通	966.0									
3・4・66 日 吉 中 央 通	2,878.5	27.8	0.2	65.7	181.3	39.5	180.4	644.9	569.9	560.0
3・4・71 か え で 通	368.4									
3・4・72 マ ロ ニ エ 通	296.6									
3・4・74 桔 梗 駅 前 通	399.0									
3・4・78 五 稜 郭 駅 前 通	1,982.0									
3・4・83 桔 梗 北 通	150.9									
3・4・103 本 通 富 岡 通	3,097.4									
3・4・104 本 通 中 央 通	7,584.3									
3・4・106 あ け ぼ の 通	219.7									
3・4・107 桐 花 通	152.2									
3・4・108 亀 田 外 郭 通	2,801.2									
3・4・109 赤 川 中 央 通	5,646.4									
3・4・110 中 道 四 稜 郭 通	4,213.5	311.3	274.8	142.5	154.3	168.8				
3・4・111 松 見 通	3,127.4									
3・4・112 本 通 見 晴 通	2,601.4									
3・4・113 昭 和 団 地 通	1,710.9	466.6	498.4	400.6	442.2	186.7	384.9	130.6		
3・4・114 美 原 学 園 通	2,992.6									
3・5・52 松 代 通	113.4									
3・5・53 と き わ 通	522.5									
3・5・54 新 興 通	170.0									
3・5・57 競 輪 場 通	75.6									
3・5・58 駒 場 通	912.8									
3・5・60 柏 が 丘 通	630.0									
3・5・62 学 園 通	1,291.6									
3・5・88 山 の 手 日 吉 通	608.6	31.6								
3・5・116 東 山 墓 園 通	585.1									
3・6・63 千 代 田 通	178.6									
8・5・1 緑 園 通	571.0									
8・6・2 港 が 丘 通	293.0									
計	57,641.9	837.3	773.4	608.8	777.8	395.0	565.3	775.5	569.9	560.0

都市計画道路事業費の推移



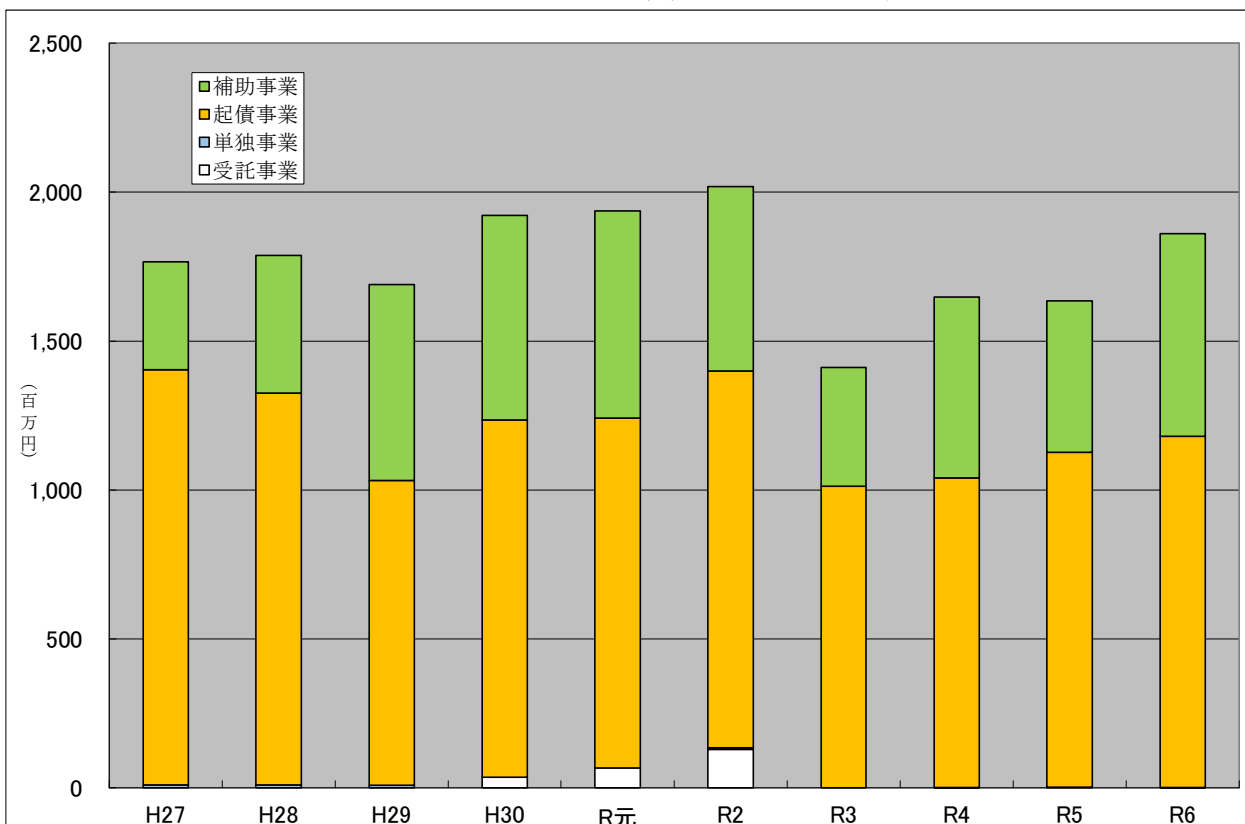
○ 道路舗装改良事業費の推移(街路整備事業費を除く)

(単位:千円)

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (予算)
補助事業	361,716	461,934	658,039	686,611	695,323	618,520	398,963	607,378	509,486	680,200
起債事業	1,394,963	1,316,039	1,022,904	1,198,905	1,174,805	1,265,094	1,012,516	1,039,528	1,124,126	1,179,500
単独事業	9,000	9,000	8,896	0	0	6,026	0	1,304	1,676	685
小計	1,765,679	1,786,973	1,689,839	1,885,516	1,870,128	1,889,640	1,411,479	1,648,210	1,635,288	1,860,385
受託事業	0	0	0	35,587	66,395	128,487	0	0	0	0
合計	1,765,679	1,786,973	1,689,839	1,921,103	1,936,523	2,018,127	1,411,479	1,648,210	1,635,288	1,860,385

※ 繰越明許費および事故繰越しの全額を含む。

### 事業費の推移



## 5. 河 川

### ○河川の現況

(令和6年4月1日現在)

二級河川	管理機関	北海道
	指定根拠	河川法第4条第1項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係のあるものに係る河川で都道府県知事が指定
	河川数	21河川(上流普通河川)
	河川名	
準用河川	管理機関	函館市
	指定根拠	準用河川とは一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定
	河川数	17河川(上流普通河川(下木直川を除く))
河川	河川名	
	本庁区域(7河川)	温川, 唐川沢川, 志海苔川, 深堀川, 寺の沢川, 湯の川, 湯の沢川
河川	4支所区域(10河川)	垣の島川, 尾札部川, 八木川, 角石川, 見日川, 下見日川, ポン木直川, 下ポン木直川, 木直川, 下木直川
	管理機関	函館市
普通河川	指定根拠	普通河川とは上記以外のすべての河川で市町村長が指定
	河川数	217河川
	河川名	
河川	本庁区域(73河川)	谷地町川, 白石川, 中村川, 寺の川, 石崎宮の川, 鶴野川, 汐泊川, 上豊原川, 三本沢川, 石倉川, 坂の下川, 下坂の下川, 亀尾川, 女名沢川, ショウシン川, 温川, 唐川沢川, 野広沢川, 白滝沢川, 十勝沢川, 仙太郎沢川, 蛾眉野沢川, 小安沢川, 糸川, 盤の沢川, 谷地山沢川, ヤベツ川, 大ノタキ川, 西股川, 笹小屋川, 上冷水川, ムジナ川, 銭亀宮の川, 乳母川, 亀屋川, 志海苔川, 瀬戸川, 榎屋川, 根崎宮の川, 弥衛門川, 松倉川, 鮫川, 深堀川, 寺の沢川, 七五郎沢川, 陣川, 陣川北沢川, 湯の川, 湯の沢川, 中の沢川, ムジナ沢川, 鱒川, 下鱒川, 上鱒川, 下女岳川, 上女岳川, 寅の沢川, 天狗沢川, ミズノ沢川, 亀田川, 笹流川, 精進川, 雁皮川, 赤井川, 下笹流川, 小田島川, 常盤川, 石川, 中野川, 第一国費排水川, 第二国費排水川, 蒜沢川, タタラ沢川
	4支所区域(144河川)	原木川, 左股沢川, 原木2号川, シンタ川, 熊別川, 旧火薬庫川, 蛭子川, 戸井川, 金堀沢川, 下戸井川, 上戸井川, 蓬内川, ウエン川, 運賀川, 小安川, 高屋敷川, 抜石川, 銚子川, 八幡川, 島泊川, 番屋川, 乱塔川, 元村川, 三ツ石川, 林崎川, 高橋川, 佐々木沢川, 水無沢川, 矢尻小川, 天理川, 矢尻川, 学林川, 榎法華赤井川, 新冷水川, 絵紙川, 栲岱川, 発電所川, 稲垣川, 尻岸内川, 冷水川, 久保田川, アユヌマ川, 唐川, 右小平治沢川, 中小屋沢川, 古武井川, 黒沢川, 黒沢1号川, 高岱川, 紅葉川, 紅葉1号川, 紅葉2号川, 紅葉3号川, 清水川, 大梶川, 岩田川, 温泉川, 滝沢川, 神社川, イノウエ川, 白浜川, 白浜1号川, 白浜2号川, 平島沢川, 平島川, 恵山中野川, 4号川, 3号川, 2号川, 1号川, 山十沢川, 寄貝歌川, メノコ内川, サカサ川, 寺院川, 宮の沢川, 豊浦川, 日浦川, 小沢川, 里子川, 中の川, 黒羽尻川, 下岩戸川, 上岩戸川, 望路川, 上望路川, 大綱川, 岩戸川, 磯谷川, 美呂泊高田川, 美呂泊川, 美呂泊笹口川, 美呂泊佐々木川, 太夫川, 角張川, 大船鎌田川, 大船村上川, 入美川, 大船中村川, 大舟川, 大船白井川, ガロー川, 第1栗の木川, 第2栗の木川, テッペイ川, 茂佐尻川, 葡萄川, 豊崎紅葉川, 入久川, 垣の島川, 安浦精進川, 川汲川, 清水沢川, 堤川, 二股川, 川汲清水川, 川汲小板川, 築上川, 磨光川, 著保内川, 尾札部川, 遠山川, 八木川, 角石川, トドメキ川, 見日川, 下見日川, 島歌川, 南茅部盤の沢川, ポン木直川, 下ポン木直川, 上ポン木直川, 左股川, 木直神社川, 木直川, 上木直川, 白井川, 上白井川, 木直大梶川, 小田原川, 立岩川, 獅子鼻川, 相泊川, 滝の沢川

○ 河川整備費の推移(補助事業)

(単位:千円)

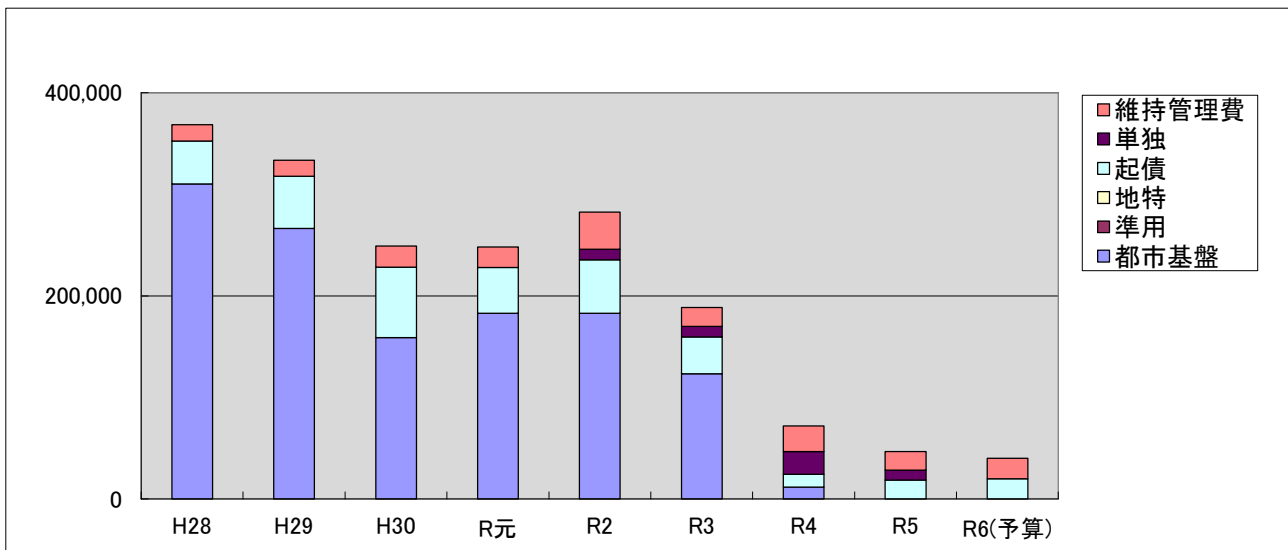
全体事業費		S51-H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(予算)	合計
改良区間		事業費										
都市基盤			12,918,382	310,193	266,371	158,979	182,981	182,972	123,196	11,979	0	14,155,053
石川	(Ⅰ期)R函館本線～石川4号線 S60～H9, L=1,373m	2,865,600	2,865,600									2,865,600
	(Ⅱ期)石川4号線～赤川石川線 H10～H26, L=1,090m	2,141,520	2,141,520									2,141,520
中野川	石川合流点～赤川石川線 H7～H20, L=2,050m	3,630,400	3,630,400									3,630,400
小田島川	大谷地合流点～道南いさりび鉄道 H7～, L= 856m	5,025,554	3,788,862	310,193	266,371	158,979	182,981	182,972	123,196	11,979	0	5,025,533
常盤川	JR函館本線～桔梗114号線下常盤川 橋 H13～H18, L=1,550m	492,000	492,000									492,000
準用			3,142,200									3,142,200
小田島川	(Ⅰ期)河口～国道227号上流 S51～S62, L= 462m		526,560									526,560
	(Ⅱ期)国道227号上流～大谷地合流点 S63～H6, L= 224m		413,700									413,700
深堀川	鮫川合流点～日吉が丘通 S53～H4, L= 601m		381,600									381,600
温川	汐泊川合流点～鉄山橋 S54～S61, L=1,530m		299,190									299,190
志海苔川	河口～函館空港 S57～H11, L= 380m		1,081,050									1,081,050
寺の沢川	鮫川合流点～道道函館上磯線下流 H8～H13, L=180m		440,100									440,100
補助事業合計			16,060,582	310,193	266,371	158,979	182,981	182,972	123,196	11,979	0	17,297,253

○ 河川費の推移(維持管理費等を含む)

(単位:千円)

	H3-H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6(予算)	合計
維持管理費	364,804	15,987	16,006	20,970	20,105	36,465	18,681	25,359	18,473	20,066	556,916
河川改修費計	15,258,740	352,363	317,578	228,076	227,775	245,880	169,747	47,086	28,234	20,000	16,895,479
補助事業	13,698,782	310,193	266,372	158,979	182,981	182,973	123,197	11,979	0	0	14,935,456
	都市基盤	12,073,982	310,193	266,372	158,979	182,981	182,973	123,197	11,550		13,310,227
	準用	1,624,800									1,624,800
環境整備事業(地特)	332,300										332,300
起債事業 ※ 河川浚渫事業費を含む。	914,346	42,170	51,206	69,097	44,794	52,416	36,127	12,583	18,473	20,000	1,261,212
単独事業	313,312					10,491	10,423	22,524	9,761		366,511
河川費合計	15,623,544	368,350	333,584	249,046	247,879	282,344	188,428	72,445	46,707	40,066	17,452,393

※ 事務費除く



## 6. 公 園

### ○ 公園緑地の分類と配置

・都市公園等の種類

種類		種別	内 容
基 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で街区内に居住する者が容易に利用できるよう1ヵ所あたり面積0.25haを基準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣に居住する者が容易に利用できるよう1ヵ所あたり面積2haを基準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるよう1ヵ所あたり面積4haを基準として配置する。また都市計画区域外の地域の生活環境の向上を図ることを目的として一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4haを基準とする。
	都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヵ所あたり面積10～50haを基準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1ヵ所あたり面積15～75haを基準として配置する。
大規模公園	広 域 公 園	主として、一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに1ヵ所あたり面積50haを標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団体の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを基準として配置する。	
国 営 公 園			主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1ヵ所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
緩 衝 緑 地 等	特 殊 公 園	風致公園、動物公園、歴史公園、その他特殊公園、墓園でその目的に則し配置する。	
	緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
	都 市 林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう充分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
	広 場 公 園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
	都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1ヵ所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し既成市街地等において良好な樹林地帯等がある場合は植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)	
緑 道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。		

※近隣住区＝幹線街路等に囲まれ、おおむね1km四方(面積ha)の居住単位。

※レクリエーション都市は、昭和45年12月10日建設所決定「レクリエーション都市整備要綱」による。



○ 公園・緑地の現況

区分	箇所数	面積(ha)	公園の名称
公園	371	192.46	
総合公園	5	80.86	函館公園・見晴公園・市民の森・白石公園・すずらの丘公園
運動公園	2	21.28	千代台公園・根崎公園
歴史公園	1	25.20	五稜郭公園
地区公園	1	6.41	昭和公園
近隣公園	8	14.71	大森公園・日吉公園・旭岡公園・本通公園・石川公園・元町公園・梁川公園・西桔梗公園
墓園	1	8.17	東山墓園(園地面積:8.17ha, 墓域等面積:7.17ha)
街区公園	336	32.74	市内各所
その他公園	17	3.09	都市公園以外(啄木小公園・NHK広場・旭岡団地展望台・熱帯植物園ほか)
緑地	26	350.62	
都市緑地	24	347.60	函館山緑地・西桔梗西緑地・西桔梗中央緑地・旭岡南緑地・大縄緑地・空港緑地高松ふれあい広場・空港緑地志海苔ふれあい広場・亀田港緑地・若松緑地・もりたの池・日吉南緑地・鈴蘭丘南緑地・鈴蘭丘中央緑地・五稜郭緑地・本通3丁目南緑地・西桔梗第2号緑地・中道1丁目緑地・桔梗緑地・空港緑地高松展望台広場・本通3丁目西緑地・富岡3丁目緑地・湯川黒松林・東山東緑地・西桔梗南緑地
緑道	2	3.02	川原緑道・若葉通
合計	397	543.08	

○ 公園整備費の推移

(単位:千円)

種別	公園名	S52~H30	R元	R2	R3	R4	R5	備考
総合公園	函館公園	1,322,270	3,632	16,385	13,622	13,772	1,131	
	見晴公園	687,984				9,626	19,877	
	市民の森	3,328,053	11,220		26,385	25,257	24,948	
	白石公園	1,204,985		3,306	3,995	3,046	18,718	
	すずらの丘公園	241,941				7,920	16,115	
運動公園	千代台公園	8,312,437						
	根崎公園	66,999				2,813		
歴史公園	五稜郭公園	231,888						
地区公園	昭和公園	2,099,582			9,130			
近隣公園	大森公園	85,916						
	本通公園	340,642	2,505			22,150		
	元町公園	821,669						
	旭岡公園	142,676						
	石川公園	1,207,015						
	梁川公園	90,961						
	西桔梗公園	123,472						
	日吉公園	3,517				9,828		
湯川公園	34,430							
墓園	東山墓園	714,168						
街区公園		2,153,580	91,333	69,883	43,404	29,298	84,641	
その他公園		519,862				15,950		
緑地	函館山緑地	1,284,849	56,089	14,575	20,031	29,139	37,620	
	若松緑地	288,920			2,915		1,000	
	日吉南緑地	62,451						
	もりたの池	42,861						
	旭岡南緑地	126,156		3,046				
	亀田港緑地	814						
	五稜郭緑地	43,105						
	本通3丁目緑地	86,676						
	中道1丁目緑地	48,996						
	富岡3丁目緑地	224,926						
	旧函館病院跡地内緑地	47,488						
	空港緑地志海苔ふれあい広場	84,147						
	空港緑地高松ふれあい広場	15,817						
	湯川黒松林	731,138						
	空港緑地高松展望台広場	7,854						
川原緑道	13,436							
合計		26,843,681	164,779	107,195	119,482	168,799	204,050	

○ 函館市の公園・緑地

① 緑地

(令和6年4月1日現在)

番号	名称	所在地	面積(ha)	都市公園 告示年月日	主な施設	備考
1	函館山緑地	函館山	327.00	S51.11.22	管理事務所・野外集会所・ウッドクラフトハウス ・野鳥観察小屋	S21.10.25開設
2	西桔梗西緑地	西桔梗町589	0.79	S59.3.31	野球場	
3	西桔梗中央緑地	西桔梗町589	0.72	S59.3.31		
4	旭岡南緑地	西旭岡町1丁目28	4.68	S59.3.31	アスレチックコース	
5	大縄緑地	大縄町20	0.12	S63.3.31		
6	空港緑地高松ふれあい広場	高松町105	0.27	H3.3.30	多目的広場	
7	空港緑地志海苔ふれあい広場	志海苔町294外	5.32	H4.7.29	パークゴルフ場・多目的広場	
8	亀田港緑地	亀田港町6	0.11	H4.12.20		
9	若松緑地	若松町33	0.37	H5.4.1	池・多目的広場	
10	もりたの池	西桔梗町589	0.47	H6.4.25	池	
11	日吉南緑地	日吉町2丁目16,18,19	0.66	H6.4.25	多目的広場	
12	鈴蘭丘南緑地	鈴蘭丘町3	0.63	H7.3.31		
13	鈴蘭丘中央緑地	鈴蘭丘町3	0.44	H7.3.31		
14	五稜郭緑地	五稜郭町10	0.30	H9.3.31	多目的広場	
15	本通3丁目南緑地	本通3丁目17	0.83	H9.7.10	多目的広場・修景池	
16	西桔梗第2号緑地	西桔梗町849	0.24	H9.7.18	多目的広場	
17	中道1丁目緑地	中道1丁目14	0.22	H10.3.31	多目的広場	
18	桔梗緑地	桔梗町379	0.25	H10.3.31	多目的広場	
19	空港緑地高松展望広場	高松町435	0.22	H9.5.24	バーベキューハウス・多目的広場	
20	本通3丁目西緑地	本通3丁目21	0.75	H10.7.15	多目的広場・修景池	
21	富岡3丁目緑地	中道2丁目36	0.61	H12.3.31	多目的広場	
22	湯川黒松林	湯川町1丁目7	1.75	H15.8.26		
23	東山東緑地	東山町167	0.43	H17.3.31		
24	西桔梗南緑地	西桔梗町822	0.42	H31.3.29		
計		24箇所	347.60			

② 緑道

番号	名称	所在地	面積(ha)	都市公園 告示年月日	主な施設	備考
1	川原緑道	本通3丁目6～ 本通3丁目2	0.50	S54.1.20	自転車歩行者専用道	
2	若葉通	西旭岡町2丁目14～ 西旭岡町3丁目20	2.52	S59.3.31	自転車歩行者専用道	
計		2箇所	3.02			

③ 総合公園

番号	名称	所在地	面積(ha)	都市公園 告示年月日	主な施設	備考
1	函館公園	青柳町17	4.89	S51.11.22	管理事務所・動物舎・図書館・博物館 ・噴水広場	M12.11.3開設
2	見晴公園	見晴町56	46.11	S51.11.22	管理事務所・ゴルフ場・園庭・野球場・温室 ・野外炉・駐車場	S2.4.1開設
3	市民の森	上湯川町327	16.32	H1.3.4	駐車場	
4	白石公園	白石町202	7.34	H11.6.28	オートキャンプ場・パークゴルフ場	
5	すずらんの丘公園	滝沢町93	6.20	H16.7.25	パークゴルフ場	
計		5箇所	80.86			

## ④ 運動公園

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設	備 考
1	根 崎 公 園	湯川町3丁目6～ 高松町29	7: 69	S53. 4. 1	ラグビー場・野球場・洋弓場・ドッグラン	
2	千 代 台 公 園	千代台町22	13: 59	S51.11.22	野球場・陸上競技場・弓道場・市民プール ・テニスコート	
計		2箇所	21: 28			

## ⑤ 歴史公園

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設	備 考
1	五 稜 郭 公 園	五稜郭町44	25: 20	S51.11.22	管理事務所・博物館	T2.11.18開設
計		1箇所	25: 20			

## ⑥ 地区公園

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設	備 考
1	昭 和 公 園	昭和町20	6: 41	H11. 3.31	多目的広場・テニスコート	
計		1箇所	6: 41			

## ⑦ 近隣公園

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設	備 考
1	大 森 公 園	大森町33	2: 31	S51.11.22	野球場・青少年ホール	
2	日 吉 公 園	日吉町4丁目8	1: 06	S54. 1.20		
3	旭 岡 公 園	西旭岡町2丁目38	2: 06	S58. 6.14	運動広場・球技広場(テニスコート)	
4	本 通 公 園	本通2丁目35	2: 08	S56. 3.26	運動広場・アスレチックコース	
5	石 川 公 園	石川町5	2: 46	S63.12.19	多目的遊戯広場・自由広場・スキー山	
6	元 町 公 園	元町12	1: 03	S57.10. 1		
7	梁 川 公 園	梁川町24	1: 83	S51.11.22	ゴーカートコース	
8	西 桔 梗 公 園	西桔梗町587	1: 88	H 3. 5.15	野球場	
計		8箇所	14: 71			

## ⑧ 墓 園

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設	備 考
1	東 山 墓 園	東山町114	8: 17	H12. 3.31	管理事務所・墓域センター ※東山墓園(園地面積:8.17ha, 墓域等面積:7.17ha)	
計		1箇所	8: 17			

⑨ 街区公園

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
1	住吉公園	青柳町35,37	1.01	S51.11.22	水	○	○	○	
2	千歳公園	千歳町14	0.40	S51.11.22	水	○	○	○	
3	高盛公園	高盛町17	0.59	S51.11.22		○	○	○	
4	鮫川公園	湯川町1丁目35	0.35	S51.11.22		○	○		
5	坂の上公園	湯川町2丁目33	0.54	S51.11.22		○	○		
6	湯浜公園	湯川町1丁目3 湯川町2丁目2	0.57	S51.11.22	水	○	○		
7	港公園	港町1丁目18	0.37	S51.11.22	水	○	○	○	
8	的場公園	的場町17	0.66	S51.11.22		○	○		
9	弥生第1号公園	弥生町22	0.12	S51.11.22		○	○		
10	弥生第2号公園	弥生町6	0.35	S55.2.28		○	○	○	
11	船見公園	船見町14	0.70	S51.11.22	水	○	○	○	
12	弥生幼児公園	弥生町19	0.06	S51.11.22			○		
13	宝来幼児公園	宝来町20	0.07	S51.11.22		○	○		
14	松川幼児公園	松川町27	0.09	S51.11.22		○	○		
15	若松幼児公園	若松町40	0.06	S51.11.22		○	○		
16	海岸児童公園	海岸町9	0.18	S51.11.22		○	○		
17	八幡公園	八幡町3	0.30	S51.11.22	水	○	○		
18	時任幼児公園	時任町28	0.08	S51.11.22		○	○		
19	弁天幼児公園	弁天町16	0.04	S51.11.22		○	○		
20	柏木児童公園	柏木町14	0.11	S51.11.22		○	○		
21	日吉児童公園	日吉町2丁目9	0.11	S51.11.22		○	○		
22	深堀児童公園	深堀町14	0.11	S51.11.22			○		
23	乃木児童公園	乃木町4	0.10	S51.11.22			○		
24	入舟児童公園	入舟町6	0.11	S51.11.22	水	○	○		
25	富岡第1号街区公園	富岡町1丁目39	0.13	S51.11.22		○	○		
26	亀田本町児童公園	亀田本町4	0.07	S51.11.22			○		
27	富岡第2号児童公園	富岡町2丁目27	0.07	S51.11.22			○		
28	富岡第3号児童公園	富岡町2丁目45	0.11	S51.11.22			○		
29	鍛冶児童公園	鍛冶2丁目45	0.17	S51.11.22			○		
30	亀田港児童公園	亀田港町8	0.15	S51.11.22			○		
31	富岡中央公園	富岡町1丁目64	0.51	S53.3.1	水	○	○		
32	中道児童公園	中道2丁目38	0.10	S51.11.22			○		
33	新川公園	上新川町18	1.12	S51.11.22	水	○	○	○	
34	大川公園	大川町10	1.73	S51.11.22	水	○	○	○	
35	万年橋公園	北浜町1	1.30	S51.11.22	水	○	○	○	
36	港幼児公園	港町3丁目3	0.09	S51.11.22		○	○		
37	日吉幼児公園	日吉町2丁目30	0.05	S51.11.22			○		
38	赤川通幼児公園	美原2丁目46	0.06	S51.11.22			○		
39	旭児童公園	旭町1	0.12	S53.3.1		○	○		
40	昭和児童公園	昭和2丁目37	0.10	S53.3.1			○		
41	日吉第2号児童公園	日吉町3丁目25	0.16	S53.3.1		○	○		
42	東山児童公園	東山2丁目34	0.12	S53.3.1		○	○		
43	榎本幼児公園	榎本町18	0.05	S53.3.1					
44	花園幼児公園	花園町7	0.04	S55.2.28		○	○		
45	本通幼児公園	山の手2丁目36	0.08	S54.1.20		○	○		
46	赤川幼児公園	赤川1丁目29	0.08	S54.1.20		○	○		
47	松陰児童公園	松陰町27	0.10	S53.3.1		○	○		
48	亀田港第2号児童公園	亀田港町52	0.10	S53.3.1		○	○		
49	滝沢児童公園	滝沢町3-2	0.13	S53.3.1		○	○		
50	高丘児童公園	高丘町97-58	0.10	S53.3.1		○	○		
51	本通第1号児童公園	本通2丁目43	0.38	S56.3.26		○	○		
52	本通第2号児童公園	本通3丁目28	0.31	S58.12.8		○	○		
53	本通第3号児童公園	本通2丁目9	0.25	S57.11.10		○	○		
54	本通第4号児童公園	本通2丁目24	0.19	S55.5.27		○	○		

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
55	本通第2号幼児公園	本通1丁目4	0.09	S57.3.30		○			
56	松川第2号幼児公園	松川町39	0.07	S54.1.20		○	○		
57	上野児童公園	上野町2-3	0.12	S54.1.20		○	○		
58	東山幼児公園	山の手1丁目36	0.07	S56.3.26			○		
59	田家幼児公園	田家町2	0.05	S54.11.9		○	○		
60	中道幼児公園	中道2丁目33	0.08	S54.11.9		○	○		
61	東山第2号幼児公園	東山2丁目9	0.06	S55.2.28		○	○		
62	湯浜幼児公園	湯浜町16	0.09	S56.3.26			○		
63	榎本第2号幼児公園	榎本町28	0.05	S57.3.30		○	○		
64	昭和第2号幼児公園	昭和4丁目9	0.09	S56.3.26		○	○		
65	神山街区公園	神山1丁目23	0.10	S57.3.30		○	○		
66	東山第3号幼児公園	東山3丁目16	0.05	S57.3.30		○	○		
67	銭亀児童公園	銭亀町283-38	0.17	S57.3.30		○	○		
68	銭亀第2号児童公園	銭亀町210-87	0.25	S57.10.1		○	○		
69	上湯川児童公園	上湯川町155-6	0.10	S57.11.10		○	○		
70	八幡幼児公園	八幡町21	0.06	S57.11.10		○	○		
71	本通第3号幼児公園	山の手3丁目15	0.06	S57.12.14		○	○		
72	湯川幼児公園	湯川町3丁目42	0.11	H24.3.31		○	○		
73	本町児童公園	本町22	0.15	S59.11.12		○	○		
74	桔梗幼児公園	桔梗4丁目21	0.05	S59.11.12		○	○		
75	本通第4号幼児公園	本通1丁目45	0.07	S59.11.12		○	○		
76	中島幼児公園	中島町8	0.07	S61.3.20		○	○		
77	昭和第2号児童公園	昭和3丁目24	0.12	S62.3.26			○		
78	港第2号幼児公園	港町2丁目2	0.08	S62.3.26		○	○		
79	東山第4号幼児公園	東山3丁目25	0.08	S61.3.20		○	○		
80	東山第5号幼児公園	東山2丁目51	0.08	S53.3.1		○			
81	山の手幼児公園	山の手2丁目31	0.05	S61.3.20		○	○		
82	高丘第2号児童公園	高丘町43	0.12	S62.3.26			○		
83	西旭岡第2号児童公園	西旭岡町1丁目6	0.33	S59.3.31		○	○		
84	西旭岡第3号幼児公園	西旭岡町1丁目21-1	0.06	S59.3.31					
85	鍛冶第2号児童公園	鍛冶2丁目38	0.14	S63.3.31		○	○		
86	日吉第3号児童公園	日吉町1丁目6	0.14	S63.12.19			○		
87	西旭岡第3号児童公園	西旭岡町3丁目6-3	0.23	S59.3.31		○	○		
88	西旭岡第4号児童公園	西旭岡町3丁目21	0.39	S59.3.31		○	○		
89	赤川公園	赤川1丁目9	0.30	S51.11.22					
90	昭和幼児公園	昭和4丁目30	0.03	S53.3.31					
91	東山第1幼児公園	東山2丁目52	0.06	S53.3.1			○		
92	西旭岡第1幼児公園	西旭岡町1丁目14-3	0.03	S59.3.1					
93	西旭岡第2幼児公園	西旭岡町1丁目20-1	0.03	S59.3.1					
94	西旭岡第4幼児公園	西旭岡町2丁目14-1	0.04	S59.3.31					
95	西旭岡第5幼児公園	西旭岡町2丁目30-8	0.02	S59.3.31					
96	西旭岡第6幼児公園	西旭岡町2丁目17-7	0.03	S59.3.31					
97	西旭岡第7幼児公園	西旭岡町3丁目12-1	0.03	S59.3.31					
98	西旭岡第8幼児公園	西旭岡町3丁目28-11	0.03	S59.3.31					
99	西旭岡第9幼児公園	西旭岡町3丁目41-1	0.03	S59.3.31					
100	昭和第2幼児公園	昭和1丁目21	0.06	H3.3.30					
101	港第1幼児公園	港町2丁目10	0.03	H3.3.30					
102	美原第1幼児公園	美原2丁目19	0.03	H3.3.30					
103	陣川第1幼児公園	陣川2丁目10	0.04	H3.9.10					
104	桔梗第1幼児公園	桔梗3丁目16	0.05	H3.9.10					
105	中道第1幼児公園	中道1丁目26	0.03	H3.9.10					
106	桔梗第2幼児公園	桔梗3丁目5	0.05	H4.9.17					
107	本通第1幼児公園	本通4丁目35	0.05	H4.9.17					
108	上湯川第2号児童公園	上湯川町374-24	0.15	H4.12.28		○	○	○	
109	亀田中野第2号児童公園	北美原2丁目11	0.16	H4.12.28		○	○	○	
110	陣川第1号児童公園	陣川2丁目15	0.14	H4.12.28		○	○	○	
111	万代公園	万代町5	0.04	H5.10.13			○	○	

番号	名称	所在地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主な施設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
112	亀田港第1街区公園	亀田港町13	0.04	H 5.12.15					
113	亀田港第2街区公園	亀田港町14	0.02	H 5.12.15					
114	亀田中野第3号児童公園	北美原1丁目32	0.41	H 6. 4.25		○	○	○	
115	亀田中野第4号児童公園	北美原1丁目14	0.16	H 6. 4.25		○	○	○	
116	陣川第2号児童公園	陣川2丁目6	0.11	H 6. 4.25		○	○		
117	亀田港第3街区公園	亀田港町56	0.02	H 6. 4.25					
118	昭和第3街区公園	昭和3丁目13	0.09	H 6. 4.25					
119	陣川第3号児童公園	陣川1丁目7	0.45	H 7. 3.31	○	○	○	○	
120	昭和第4街区公園	昭和1丁目28	0.02	H 7. 3.31					
121	本通第2街区公園	本通4丁目18	0.04	H 7. 3.31					
122	日吉第1街区公園	日吉町2丁目25	0.02	H 7. 3.31					
123	湯川第1街区公園	湯川町3丁目47	0.01	H 7. 3.31					
124	鍛冶第1街区公園	鍛冶2丁目23	0.02	H 7. 3.31					
125	山の手第1街区公園	山の手1丁目2	0.02	H 7. 3.31					
126	山の手第2街区公園	山の手3丁目56	0.03	H 7. 3.31					
127	山の手第3街区公園	山の手3丁目33	0.01	H 7. 3.31					
128	亀田中野第1街区公園	北美原3丁目27	0.08	H 7. 3.31					
129	戸倉第1街区公園	戸倉町20	0.12	H 7. 3.31					
130	見晴第1街区公園	見晴町9	0.03	H 7. 3.31					
131	東山第2街区公園	東山1丁目26	0.03	H 7. 3.31					
132	北浜第1街区公園	北浜町1	0.01	H 7.10.31					
133	高丘第1街区公園	高丘町39	0.02	H 7.10.31					
134	日吉第2街区公園	日吉町2丁目19	0.02	H 7.12. 5					
135	戸倉第2街区公園	戸倉町151-37	0.02	H 7.12. 5					
136	富岡第4号児童公園	富岡町2丁目7	0.22	H 7.12.28		○	○	○	
137	榎本児童公園	榎本町28	0.17	H 8. 1.19		○	○	○	
138	中道第2街区公園	中道2丁目7	0.02	H 8. 1.19					
139	桔梗第3街区公園	桔梗1丁目9	0.02	H 8. 1.19					
140	高丘第2街区公園	高丘町21	0.02	H 8. 3.28					
141	神山第1街区公園	神山3丁目50	0.04	H 8. 3.28					
142	桔梗第4街区公園	桔梗5丁目1	0.06	H 8. 3.28					
143	桔梗第5街区公園	桔梗3丁目29	0.05	H 8. 7.11					
144	日吉第3街区公園	日吉町2丁目15	0.03	H 8. 8.14					
145	港第1街区公園	港町3丁目17	0.01	H 8. 9.19					
146	桔梗第6街区公園	桔梗1丁目24	0.01	H 8.10. 8					
147	日吉第4街区公園	日吉町4丁目22	0.02	H 8.10.21					
148	西桔梗第1街区公園	西桔梗町731-46	0.05	H 8.11. 8					
149	乃木第1街区公園	乃木町3	0.05	H 9. 1. 8					
150	中道第3街区公園	中道1丁目11	0.01	H 9. 1. 8					
151	神山第2街区公園	神山1丁目5	0.03	H 9. 3.31					
152	本通第3街区公園	本通3丁目18	0.02	H 9. 3.31					
153	桔梗第1号児童公園	桔梗2丁目28	0.26	H 9. 3.31		○	○		
154	高松第1街区公園	高松町537-9	0.05	H 9. 6. 3					
155	追分第1街区公園	追分町5	0.05	H 9. 7.18					
156	港第2街区公園	港町1丁目18	0.01	H 9. 7.18					
157	港第3街区公園	港町1丁目36	0.03	H 9. 7.18					
158	上野第1街区公園	上野町8	0.01	H 9.10.24					
159	広野第1街区公園	広野町1	0.01	H 9.10.24					
160	昭和第5街区公園	昭和4丁目40	0.06	H 9.10.24					
161	昭和第6街区公園	昭和4丁目9	0.30	H 9.10.24					
162	陣川第2街区公園	陣川町82-199	0.03	H 9.10.24					
163	陣川第3街区公園	陣川町82-250	0.03	H 9.10.24					
164	赤坂第1街区公園	赤坂町113-39	0.02	H10. 2.19					
165	桔梗第7街区公園	桔梗5丁目6	0.06	H10. 2.19					
166	桔梗第8街区公園	桔梗5丁目28	0.15	H10. 2.19					
167	西旭岡第10街区公園	西旭岡町3丁目24-8	0.15	H10. 2.19			○		
168	神山第3街区公園	神山3丁目11	0.01	H10. 3.31					

番号	名称	所在地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主な施設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
169	桔梗第9街区公園	桔梗5丁目36	0.12	H10.3.31					
170	富岡第1街区公園	富岡町3丁目15	0.03	H10.3.31					
171	美原第2街区公園	美原3丁目55・57	0.03	H10.3.31					
172	石川第1街区公園	石川町122-37	0.21	H10.4.28					
173	深堀第1街区公園	深堀町24・26	0.09	H10.7.15			○		
174	東山第3街区公園	東山3丁目7	0.01	H10.9.7					
175	神山第4街区公園	神山3丁目17	0.01	H10.11.9					
176	港第4街区公園	港町2丁目12	0.01	H10.11.26					
177	鍛冶第2街区公園	鍛冶1丁目29	0.02	H11.3.31					
178	桔梗第10街区公園	桔梗1丁目18	0.01	H11.3.31					
179	桔梗第11街区公園	桔梗2丁目7	0.16	H11.3.31					
180	桔梗第12街区公園	桔梗町417-32	0.25	H11.3.31					
181	高松第2街区公園	高松町571-119	0.03	H11.3.31					
182	東山第4街区公園	東山1丁目10	0.02	H11.3.31					
183	日吉第5街区公園	日吉町1丁目26	0.02	H11.3.31					
184	山の手第5街区公園	山の手2丁目22	0.04	H11.3.31					
185	亀田第1街区公園	亀田町20	0.02	H11.5.13					
186	上野第2街区公園	上野町19	0.02	H12.1.20					
187	桔梗第13街区公園	桔梗町388-47	0.22	H12.1.20					
188	桔梗第14街区公園	桔梗5丁目30	0.01	H12.1.20					
189	桔梗第15街区公園	桔梗3丁目41	0.01	H12.1.20					
190	東山第5街区公園	東山1丁目13	0.04	H12.1.20					
191	東山第6街区公園	東山3丁目18	0.02	H12.1.20					
192	港第6街区公園	港町3丁目14	0.01	H12.1.20					
193	榎本第2街区公園	榎本町17	0.02	H12.3.31					
194	山の手第6街区公園	山の手3丁目10	0.01	H12.3.31					
195	亀田本町第2号街区公園	亀田本町8	0.13	H12.3.31		○		○	
196	吉川第1街区公園	吉川町4番	0.02	H13.7.4					
197	港第5街区公園	港町1丁目12	0.06	H13.7.4					
198	戸倉第3街区公園	戸倉町9	0.02	H13.7.4					
199	日吉第6街区公園	日吉町4丁目28	0.02	H13.7.4					
200	上野第3街区公園	上野町29	0.03	H13.7.4					
201	上野第4街区公園	上野町22	0.03	H13.7.4					
202	東山第7街区公園	東山1丁目4	0.01	H13.7.4					
203	東山第8街区公園	東山3丁目30	0.02	H13.7.4					
204	赤川第1街区公園	赤川1丁目19	0.02	H13.7.4					
205	桔梗第2号街区公園	桔梗2丁目21	0.17	H13.7.4		○	○	○	
206	亀田港第4街区公園	亀田港町13	0.02	H13.7.4					
207	港第7街区公園	港町2丁目6	0.02	H14.3.29					
208	日吉第7街区公園	日吉町2丁目18	0.02	H14.3.29					
209	中道第4街区公園	中道2丁目42	0.03	H14.3.29					
210	山の手第7街区公園	山の手2丁目9	0.01	H14.3.29					
211	本通第4街区公園	本通1丁目10	0.01	H14.3.29					
212	桔梗第16街区公園	桔梗4丁目6	0.02	H14.3.29					
213	桔梗第17街区公園	桔梗1丁目11	0.02	H14.3.29					
214	山の手第8街区公園	山の手3丁目11	0.03	H15.3.31					
215	鍛冶第3街区公園	鍛冶1丁目50	0.02	H15.3.31					
216	神山第5街区公園	神山3丁目20	0.02	H15.3.31					
217	美原第3街区公園	美原4丁目18	0.01	H15.3.31					
218	桔梗第18街区公園	桔梗4丁目9	0.01	H15.3.31					
219	昭和第7街区公園	昭和4丁目35	0.02	H16.3.31					
220	日吉第8街区公園	日吉4丁目7	0.01	H16.3.31					
221	榎本第3街区公園	榎本町12	0.02	H16.3.31					
222	港第8街区公園	港町1丁目16	0.02	H16.3.31					
223	亀田港第5街区公園	亀田港町60	0.02	H16.3.31					
224	日吉第9街区公園	日吉町2丁目34	0.03	H16.3.31					
225	石川第4街区公園	石川町128	0.13	H16.3.31		○			

番号	名称	所在地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主な施設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
226	石川第2街区公園	石川町330	0.25	H16.3.31		○	○		
227	石川第3街区公園	石川町342	0.25	H16.3.31		○	○		
228	神山第6街区公園	神山町1丁目27	0.04	H17.3.31					
229	山の手第9街区公園	山の手1丁目31	0.05	H17.3.31					
230	亀田中野第5号街区公園	北美原3丁目27	0.29	H17.3.31				○	
231	戸倉第4街区公園	戸倉町182	0.01	H17.3.31					
232	日吉第10街区公園	日吉町3丁目29	0.01	H17.3.31					
233	桔梗第19街区公園	桔梗町418	0.23	H17.3.31					
234	山の手第10街区公園	山の手3丁目44	0.07	H17.3.31					
235	本通第5街区公園	本通1丁目55	0.03	H18.3.31					
236	富岡第2街区公園	富岡3丁目4	0.03	H18.3.31					
237	湯川第2街区公園	湯川町3丁目18	0.02	H18.3.31					
238	日吉第11街区公園	日吉町3丁目23	0.05	H18.3.31					
239	高松第3街区公園	高松町538	0.02	H18.3.31					
240	西桔梗第2街区公園	西桔梗町745	0.03	H18.3.31					
241	亀田港第6街区公園	亀田港町43	0.02	H18.3.31					
242	北美原第2街区公園	北美原1丁目16	0.01	H18.3.31					
243	神山第7街区公園	神山1丁目25	0.02	H18.3.31					
244	鍛冶第4街区公園	鍛冶1丁目27	0.03	H19.3.31					
245	山の手第11街区公園	山の手3丁目57	0.03	H19.3.31					
246	桔梗第20街区公園	桔梗町64	0.21	H19.3.31					
247	桔梗第21街区公園	桔梗3丁目8	0.02	H19.3.31					
248	戸倉第5街区公園	戸倉町154	0.03	H19.3.31					
249	上野第5街区公園	上野町7	0.01	H19.3.31					
250	日吉第12街区公園	日吉町3丁目21	0.01	H19.3.31					
251	桔梗第22街区公園	桔梗5丁目23	0.02	H19.3.31					
252	湯川第3街区公園	湯川町1丁目11	0.02	H19.3.31					
253	追分第2街区公園	追分町6	0.03	H19.3.31					
254	戸倉第6街区公園	戸倉町27	0.03	H20.3.31					
255	桔梗第23街区公園	桔梗町48	0.25	H20.3.31					
256	山の手第12街区公園	山の手3丁目5	0.06	H20.3.31					
257	柏木第1街区公園	柏木町5	0.01	H20.3.31					
258	追分第3街区公園	追分町5	0.03	H20.3.31					
259	昭和第8街区公園	昭和4丁目40	0.04	H20.3.31					
260	北美原第1街区公園	北美原1丁目8	0.21	H20.3.31					
261	港第9街区公園	港町2丁目1	0.01	H21.3.31					
262	追分第4街区公園	追分町6	0.03	H21.3.31					
263	戸倉第7街区公園	戸倉町325	0.24	H21.3.31					
264	戸倉第8街区公園	戸倉町30	0.01	H21.3.31					
265	戸倉第9街区公園	戸倉町281	0.03	H21.3.31					
266	高盛第1街区公園	高盛町2	0.02	H21.3.31					
267	鍛冶第5街区公園	鍛冶1丁目50	0.01	H21.3.31					
268	山の手第13街区公園	山の手2丁目20	0.02	H21.3.31					
269	美原第4街区公園	美原5丁目17	0.02	H21.3.31					
270	昭和第9街区公園	昭和4丁目14	0.01	H21.3.31					
271	昭和第10街区公園	昭和4丁目42	0.02	H21.3.31					
272	大川第1街区公園	大川町8	0.02	H22.3.31					
273	上湯川第2街区公園	上湯川町59	0.01	H22.3.31					
274	中道第5街区公園	中道1丁目31	0.02	H22.3.31					
275	神山第8街区公園	神山3丁目40	0.02	H22.3.31					
276	桔梗第24街区公園	桔梗1丁目24	0.01	H22.3.31					
277	山の手第14街区公園	山の手3丁目4	0.01	H22.3.31					
278	美原第5街区公園	美原3丁目55	0.01	H22.3.31					
279	富岡第3街区公園	富岡2丁目59	0.01	H22.3.31					
280	本通第6街区公園	本通1丁目3	0.01	H22.3.31					
281	本通第7街区公園	本通3丁目11	0.02	H23.3.31					
282	西桔梗第3街区公園	西桔梗714	0.04	H23.3.31					



番号	名称	所在地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主な施設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
283	鍛冶第6街区公園	鍛冶2丁目16	0.02	H23.3.31					
284	本通第8街区公園	本通4丁目36	0.01	H23.3.31					
285	山の手第15街区公園	山の手2丁目53	0.01	H23.3.31					
286	駒場第1街区公園	駒場町10	0.01	H23.3.31					
287	富岡第4街区公園	富岡町3丁目28	0.02	H23.3.31					
288	鍛冶第7街区公園	鍛冶1丁目25	0.01	H23.3.31					
289	万代第1街区公園	万代町22	0.02	H24.3.31					
290	桔梗第25街区公園	桔梗町403	0.01	H24.3.31					
291	神山第9街区公園	神山町235	0.10	H24.3.31					
292	神山第10街区公園	神山町244	0.06	H24.3.31					
293	昭和第11街区公園	昭和4丁目39	0.01	H24.3.31					
294	東山第9街区公園	東山2丁目1	0.02	H24.3.31					
295	昭和第12街区公園	昭和町22	0.08	H25.3.29					
296	美原第6街区公園	美原3丁目60	0.02	H25.3.29					
297	桔梗第26街区公園	桔梗3丁目21	0.02	H25.3.29					
298	山の手第16街区公園	山の手2丁目37	0.02	H25.3.29					
299	日吉第13街区公園	日吉町3丁目7	0.01	H26.3.31					
300	日吉第14街区公園	日吉町2丁目15	0.02	H26.3.31					
301	桔梗第27街区公園	桔梗3丁目41	0.01	H26.3.31					
302	亀田第2街区公園	亀田町22	0.02	H27.3.31					
303	石川第5街区公園	石川町458	0.12	H27.3.31					
304	石川第6街区公園	石川町460	0.16	H27.3.31					
305	石川第7街区公園	石川町465	0.34	H27.3.31					
306	日乃出第1街区公園	日乃出町10	0.01	H27.3.31					
307	日吉第15街区公園	日吉町4丁目29	0.08	H27.3.31					
308	美原第7街区公園	美原2丁目43	0.03	H27.3.31					
309	美原第8街区公園	美原3丁目54	0.03	H27.3.31					
310	昭和第13街区公園	昭和町4	0.07	H27.3.31					
311	昭和第14街区公園	昭和3丁目27	0.05	H27.3.31					
312	桔梗第28街区公園	桔梗町418	0.01	H27.3.31					
313	山の手第17街区公園	山の手3丁目23	0.02	H28.3.31					
314	山の手第18街区公園	山の手3丁目65	0.02	H28.3.31					
315	昭和第15街区公園	昭和1丁目19	0.02	H28.3.31					
316	銭亀第1号幼児公園	銭亀町210	0.07	H28.3.31					
317	桔梗第29街区公園	桔梗町59	0.03	H29.3.31					
318	上湯川第1街区公園	上湯川町53	0.02	H29.3.31					
319	石川第8街区公園	石川町	0.20	H30.3.30		○			
320	石川第9街区公園	石川町	0.30	H30.3.30		○			
321	桔梗第30街区公園	桔梗4丁目2	0.17	H30.3.30		○	○		
322	戸倉第10街区公園	戸倉町153	0.02	H30.3.30					
323	桔梗第31街区公園	桔梗2丁目10	0.01	H30.3.30					
324	日吉第16街区公園	日吉町4丁目10	0.06	H30.3.30		○			
325	日吉第17街区公園	日吉町4丁目13	0.17	H30.3.30		○	○		
326	日吉第18街区公園	日吉町1丁目13	0.03	H30.3.30					
327	乃木第2街区公園	乃木町1	0.02	H30.3.30					
328	北美原第4街区公園	北美原3丁目31	0.01	H31.3.29					
329	日吉第19街区公園	日吉町1丁目11	0.04	H31.3.29					
330	亀田港第7街区公園	亀田港町389	0.01	R2.3.31					
331	日吉第20街区公園	日吉町2丁目22	0.02	R2.3.31					
332	北美原第3街区公園	北美原3丁目13	0.06	R2.3.31					
333	石川第10街区公園	石川町543	0.12	R4.3.31		○			
334	桔梗第32街区公園	桔梗2丁目10	0.03	R4.3.31					
335	桔梗第33街区公園	桔梗町435	0.08	R4.3.31		○			
336	桔梗第34街区公園	桔梗町431	0.07	R6.3.29		○			
計		336箇所	32.74						

⑩ その他

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	都市公園 告示年月日	主 な 施 設				備考
					便 所	水 飲 場	照 明 灯	広 場	
1	啄木小公園	日乃出町25	0.13		水	○	○		
2	N H K 広場	富岡町3丁目21	0.88		水	○	○	○	
3	旭岡団地展望台	西旭岡町1丁目28	0.02					○	
4	熱帯植物園	湯川町3丁目1-15	1.19		○	○	○		
5	船見児童遊園	船見町7	0.27						
6	松川児童遊園	松川町6	0.02				○		
7	追分児童遊園	追分町7	0.08						
8	五稜郭2児童遊園	五稜郭町14	0.04				○		
9	あすなろ児童遊園	千代台町24	0.07				○		
10	広野児童遊園	広野町3	0.03				○		
11	人見2児童遊園	人見町17	0.03						
12	中道児童遊園	中道1丁目1	0.13				○		
13	亀田本町児童遊園	亀田本町19	0.06				○		
14	石崎2児童遊園	白石町73-2	0.02						
15	本通児童遊園	本通1丁目26	0.05				○		
16	川原団地児童遊園	富岡町2丁目61	0.03						
17	豊原児童遊園	豊原町497	0.04						
計									
			17箇所	3.09					

## ○ 土木部所管主要公園の沿革

函館市は、安政元年(1854年)調印の日米和親条約により伊豆の下田とともに我が国最初の開港場となり、海外に門戸を開いた歴史と文化を有する街です。このため市内には、幕末から明治にかけての由緒ある公園が数多く存しています。

ここでは、そうした「緑の遺産」ともいえるべき歴史性あふれる公園や代表的な公園などの沿革を紹介します。

### ① 函館山緑地

函館山は、火山活動と地殻変動により海中に出現し、海流による漂砂で亀田半島とつながった標高334mの陸繋島で、牛が伏せたような山容から、別名「臥牛山」とも呼ばれています。

20世紀初頭から昭和20年(1945年)まで約半世紀にわたり軍事要塞が設置された函館山は、その間、市民の立ち入りが禁止されたことなどから、良好な自然が保たれ、市街地に隣接する327.0haもの大規模な緑の空間として、今日、約600種の植物と150種の野鳥が分布・生息する自然の宝庫となっています。

昭和21年(1946年)に一般市民に開放された後、昭和23年(1948年)には「函館山緑地」として都市計画決定され、以来、市民の憩いの場、レクリエーションの場として広く親しまれているほか、夜間は「世界一」と称される夜景が眺望できることから、市の主要観光資源ともなっています。また、こうした価値が評価され「函館山と砲台跡」の名称で、平成13年(2001年)12月、北海道遺産に選定されました。

また、平成29年(2017年)には、函館山を市民だけではなく観光客も気軽に訪れ、楽しく安全に散策してもらえようとするため、「函館山緑地遊歩道整備計画」を策定し、遊歩道等の整備を実施しています。

### ② 函館公園(国指定登録記念物)

日本の公園制度は、明治6年(1873年)の公園開設に関する「太政官布達」をもって創設されましたが、この布達から間もない明治12年(1879年)に開園した函館公園は、横浜公園などと同じく「日本で最初の時期に新設された都市公園」の一つとして数えられます。また、函館公園の造成は「多くの外国人が居住する開港都市・函館にこそ公園が必要」「病の人には病院が必要。健康な人には公園が必要」という函館駐在英國領事ユースデンの呼びかけに端を発するものですが、これには多くの市民が賛同し、有力者から資金や樹木などが寄進されたほか、市民の労力提供も相次ぎました。こうして完成した函館公園は、まさしく「日本初のパートナーシップ型」公園といえます。

このように、函館公園は、日本の都市公園史上からも特筆されるべき価値を有する記念碑

的な公園といえます。

園内は、140 有余年を経て今日も造成当時の原型がよく残存しているほか、春の花見時期には約 360 本のサクラが見事に開花する桜の名所となっています。また道の有形文化財である旧函館博物館 1 号・2 号や市立函館博物館本館、同図書館等の社会教育施設、さらには道内初の動物飼育施設や市内唯一の乗り物系遊戯施設である「こどものくに」が存しており、こうした多様性あふれる空間となっていることが、函館公園の魅力ともなっています。

### ③ 見晴公園（国指定名勝「旧岩船氏庭園（香雪園）」）

見晴公園内の香雪園は、行商から身を興して市内有数の呉服商となった岩船家により、明治 31 年(1898 年)（一説に明治 28 年ともいう。）に造成された大規模かつ本格的な庭園です。広大な園内には、書院風の園亭や池などからなる和風の庭園部をはじめ、溪流や煉瓦造の温室など多様な意匠からなる庭園空間が広がっています。香雪園の見どころは、こうした要素が空間を共有しあって景を構成しているところ、すなわち希有な「風景式庭園」が形成されているところにあります。

昭和 30 年(1955 年)12 月、香雪園は、隣接ゴルフ場部分を含め「見晴公園」の名称で都市計画決定され、同 34 年度(1959 年度)には本市が岩船家から敷地を買収、その後も数次の都市計画変更（滝沢部分の拡張など）を経て、本市最大(46.1ha)の総合公園となり、さらに平成 13 年(2001 年)8 月、文化財保護法に基づく「名勝」の指定を受け「旧岩船氏庭園(香雪園)」の名で北海道唯一の国指定文化財庭園となりました。

香雪園は、本道内において比肩するものなき純日本庭園であることはもちろん、当該公園全域は、春のサクラから秋の紅葉、さらに野鳥観察、遠足・運動会、またスポーツ・レクリエーションなど四季を通じて広く市民に親しまれるオープンスペースとなっており、今日、本市における貴重な「緑の遺産」となっています。

### ④ 市民の森

市民の森は、昭和 50 年(1975 年)から四半世紀にわたる長い歳月をかけて整備を進めてきた大規模な総合公園です。

16.3ha にもおよぶ園内には、一周約 2.3 kmの園路があり、夏はジョギング、冬は歩くスキーが楽しめるほか、自然林や人工林に包まれた地域特性を踏まえ、さらに地形や自然環境を活かし、「ピクニックの丘」「見晴らしの丘」「ミズバショウと木の道」など自然を満喫できる個性的な空間が形成されています。また、道内最大規模のアジサイ園には 18 種約 1 万 3 千株のアジサイが植えられています。

このほか、「函館市緑の週間」などにあわせ、市民の手で幾多の記念植樹が実施され（昭和 51 年(1976 年)～平成 8 年(1996 年)）、これまでに約 1,800 本もの記念樹が植栽されています。

#### ⑤ 白石公園

平成 11 年(1999 年) 6 月に開設した白石公園は、旧市域東端部の白石町に存する面積 7.3ha の総合公園です。オートキャンプ場とパークゴルフ場からなるこの公園は、津軽海峡を見下ろすなだらかな丘の上に位置しており、夏から秋にかけてはイカ漁でにぎわう海峡のいさり火が海に映え、まさにアウトドアが存分に楽しめる絶好のロケーションを備えています。

全 110 サイト・定員約 450 人を誇る大規模なオートキャンプ場は、ログハウス風の本格的なキャビンやキャンピングカー用の上下水道を完備したサイト、さらには水道付きのカーサイトがあるのはもちろん、炊事場が付いていないサイトでも随所にサンタリー棟などを設けたことから、利用者には「ゆとり」あるキャンプ空間を提供しています。

また、18 ホールの本格的なパークゴルフ場は、特にプレイするうえでの「楽しみ」を演出するため、ゴルフ場さながらの大胆な起伏やバンカー・池なども効果的に配置しています。

#### ⑥ 五稜郭公園(国指定特別史跡「五稜郭跡」)

五稜郭は、幕末期の箱館開港にともなう北辺防備の拠点「箱館奉行所」を防御するため、徳川幕府が設置した施設です。稜堡と呼ばれる 5 つの突角を配し、星形五角形を呈する外観から五稜郭と呼ばれています。

7 年の歳月をかけて元治元年(1864 年)に竣工した我が国最初の西洋式城塞・五稜郭は、慶応 3 年(1867 年)10 月の大政奉還を経て、翌年の慶応 4 年(1868 年)、明治新政府にへ引き継がれるまで、蝦夷地の中心地として重要な役割を果たしてきましたが、明治元年(1868 年)10 月、榎本武揚率いる旧幕府脱走軍により占拠され、箱館戦争の舞台となって後は役所としての機能を失い、同 4 年(1871 年)には旧箱館奉行所庁舎および附属棟などの関係施設も大半が解体されることとなりました。

明治 30 年(1897 年)までは明治政府陸軍省の所管となり、大正 3 年(1914 年)からは「五稜郭公園」として一般開放され、今日まで市民の憩いの場として親しまれているほか、「五稜郭跡」の名称で大正 11 年(1922 年)には史跡、昭和 27 年(1952 年)には特別史跡として国の指定を受け、以後、国民的遺産として保護・保存の措置が図られています。

開港という本市固有の歴史的経過を経て伝承されてきた「緑の遺産」五稜郭は、今日、市街地の中心部に位置する 25.2ha もの大規模な緑の空間として、景観形成に大きく寄与しているほか、特に、園内に植樹された約 1,500 本のサクラは、花見時期には多くの市民を誘っており、都市域における貴重な市民レクリエーションの空間ともなっています。

#### ⑦ 元町公園

元町公園は、昭和 45 年(1970 年)に隣公園として都市計画決定され、昭和 57 年(1982 年)10 月に開園した洋風公園です。園内には旧北海道函館支庁庁舎、旧開拓使函館支庁書籍庫などの文化財建造物が存するほか、周辺には重要文化財旧函館区公会堂をはじめとする

明治洋風の建築物が面的に分布しており、これらが醸し出す異国情緒は函館観光を支える大きな魅力ともなっています。

また、元町公園の所在地は、室町時代に地方豪族河野政通の「箱館」が築かれたことをはじめとして、その後も松前藩の藩所、開拓使函館支庁など、時代の変遷により名称を変えつつも、近代まで常に行政の中心地であったことから、本市の成立過程にも大きな役割を果たしてきた由緒ある場所といえます。

園内は、バラが文字通り花を添えており、観光の中心ポイントに相応しい、美しい景観を呈しています。

#### ⑧ 昭和公園

昭和公園は、平成13年(2001年)に完成した面積6.4haの市内初の地区公園です。

園内にはサッカー競技のできる多目的広場や、テニスコート2面を備え、いずれも照明施設により夜間の使用が可能となっています。また、眺望の良い「見晴らしの山」を配していることが特徴となっているほか、せせらぎや、噴水などの水遊びの場、さらに大型遊具などは人気を呼んでおり、特に夏場は子供の歓声が絶えません。

また、近年の健康志向に対応するため、平成24・25年度(2012・2013年度)に健康遊具を設置し、高齢者の利用促進を図っています。

#### ⑨ 啄木小公園

この公園は、歌人石川啄木が「死ぬときは函館で死にたい……。」とまで言っていた故人を偲んで最もゆかりのある大森浜を選び、昭和33年(1958年)10月石川啄木記念建設期成会が啄木像(彫刻家本郷新氏製作)等を寄贈したことに始まります。

昭和52年(1977年)国道拡幅工事に伴い啄木像を移設する際、公園区域を拡張し駐車場を設けるとともに、公園施設も函館周辺地の石材やオンコ、クリ、カシワ等の木材を使用し、樹木植栽もハマナス、コハマギク等を植込み、郷土色豊かな海浜の風情を盛り込んだ公園としました。

○ 函館山各種案内標識設置状況

標 識 名	基 数	内 容
函館山登山コース案内板, 誘導標識	18基	函館山ふるさと整備の施設の案内
学習展示パネル	33基	(基数) 函館山の自然 (3) 函館山の植物 (2) 函館山の野鳥 (4) 函館山の動物 (2) 函館山の地質 (2) トーマス・ブラキストンについて (1) 函館山要塞について (3) その他 (16)
観光案内標識	7基	①函館山 ②津軽要塞と函館山の植物 ③碧血碑 ④柳川熊吉と碧血碑 ⑤与謝野寛・晶子夫婦の歌碑 ⑥散歩コース案内板 ⑦立待岬
観音像説明板	31基	函館山内観音像案内
合 計	89基	

○函館公園動物施設および飼育動物調書

(令和6年4月1日現在)

動物舎名	数量 (棟)	面積(m <sup>2</sup> )		収容動物
		建物	動物が動く 広場	
シカ舎	1	24.66	127.79	ヤクシカ
クジャク舎	1	93.06	(36.00)	インドクジャク
ヤギ舎	2	32.40	36.00	ヤギ
ポニー舎	1	26.50	13.64	なし
クマ舎	1	50.94	(33.04)	なし
クマ舎	1	13.95	(5.76)	なし
アライグマ舎	1	31.95	(13.34)	なし
小獣舎	1	34.47	(16.20)	なし
小獣舎	1	6.12	(6.12)	ウサギ
水禽舎	1	39.47	(39.47)	カルガモ
水獣舎	1		188.26	ハクチョウ類 キンクロハジロ マガモ
鳥禽舎	1	70.98	(46.69)	エゾリス ウコッケイ チャボ他
中型舎	1	51.88	(34.37)	キバタン他
鳥禽舎	1	93.40	(52.50)	オオワシ他
移動檻	1	3.24	(3.24)	なし
移動檻	1	2.60	(2.60)	なし
移動檻	1	1.21	(1.21)	なし
合計	18	576.83	(290.54) 656.23	

動物名	数量	動物名	数量
鳥類	点	獣類	点
オオハクチョウ	1	ヤギ	1
コハクチョウ	1	モルモット	22
カルガモ	7	ミニチュアホース	2
マガモ	7	チンチラ	3
オオワシ	2	ウサギ	2
コミミズク	1	エゾリス	9
トビ	1	エゾタヌキ	1
オオコノハズク	3	デグー	10
コウライキジ	1	ヤクシカ	3
チャボ	12	9種	53
ウコッケイ	11		
インドクジャク	9		
ポーリッシュ	5		
キバタン	1		
ボタンインコ	1		
セキセイインコ	12		
キンカチョウ	26		
ブンチョウ	1		
キンクロハジロ	1		
エゾフクロウ	1		
20種	104		

注) ( )は内数を表す。



## 7. 緑 化

○街路樹の一覧

高 木

(令和6年4月1日現在)

樹 種	国 道		道 道		市 道		計	比 率
	本庁区域	4支所区域	本庁区域	4支所区域	本庁区域	4支所区域		
プ ラ タ ナ ス	58	0	360	0	3,575	0	3,993	17.0%
ヤ チ ダ モ	0	0	0	0	1,862	0	1,862	7.9%
ク ロ マ ツ	302	0	505	0	2,295	0	3,102	13.2%
ニ セ ア カ シ ア	0	0	0	0	1,529	0	1,529	6.5%
ナ ナ カ マ ド	177	0	632	0	2,812	20	3,641	15.5%
カ エ デ 類	1	0	0	0	1,373	0	1,374	5.8%
ト チ ノ キ	335	0	130	0	1,150	0	1,615	6.9%
イ チ ヨ ウ	0	0	858	0	749	0	1,607	6.8%
ケ ヤ キ	0	0	0	0	456	0	456	1.9%
シ ナ ノ キ	0	0	0	0	365	0	365	1.5%
シ ダ レ ヤ ナ ギ	1	0	0	0	197	0	198	0.8%
サ ク ラ 類	1	0	40	0	1,105	60	1,206	5.1%
イチイ(オンコ)	2	0	0	0	153	0	155	0.7%
パラソルアカシア	0	0	0	0	75	0	75	0.3%
ギ ン ド ロ	0	0	0	0	23	0	23	0.1%
シ ン ジ ユ	0	0	0	0	11	0	11	0.1%
エ ン ジ ユ	0	0	0	0	98	0	98	0.4%
ア カ マ ツ	127	0	0	0	3	0	130	0.5%
そ の 他 高 木	230	0	68	0	1,813	0	2,111	9.0%
高 木 計	1,234	0	2,593	0	19,644	80	23,551	100.0%

中 低 木

リュウキュウツツジ	0	0	2,628	0	45,640	0	48,268	20.7%
エゾムラサキツツジ	0	0	518	0	21,591	0	22,109	9.5%
エゾヤマツツジ	0	0	0	0	9,756	0	9,756	4.2%
ドウダンツツジ	0	0	211	0	17,867	0	18,078	7.8%
レンゲツツジ	0	0	0	0	4,565	0	4,565	2.0%
ヒノデツツジ	0	0	430	0	52,966	0	53,396	22.9%
サツキツツジ	0	0	110	0	15,290	0	15,400	6.6%
その他ツツジ類	650	0	0	0	29,475	0	30,125	12.9%
ツツジ類小計	650	0	3,897	0	197,150	0	201,697	86.6%
イチイ(オンコ)	98	0	806	0	6,985	0	7,889	3.4%
モンタナハイマツ	330	0	0	0	3,307	0	3,637	1.5%
カイズカイブキ	4	0	0	0	575	0	579	0.2%
ライラック	66	0	35	0	611	0	712	0.3%
ハマナス	42	0	0	0	3,578	0	3,620	1.5%
イボタ	0	0	0	0	38	0	38	0.1%
マサキ	0	0	0	0	1,433	0	1,433	0.6%
タマイブキ	0	0	0	0	209	0	209	0.1%
ニシキギ	0	0	3,772	0	2,457	0	6,229	2.7%
その他低木	2,792	0	0	0	4,151	0	6,943	3.0%
中 低 木 計	3,982	0	8,510	0	220,494	0	232,986	100.0%
合計(高木・中低木)	5,216	0	11,103	0	240,138	80	256,537	

○保存樹木・保存樹林

①保存樹木

(令和6年4月1日現在)

樹種				本数	樹種				本数
(針葉樹)					(広葉樹)				
オ		ン	コ	48	ケ		ヤ	キ	8
ク	ロ		マ	27	ヤ	チ		ダ	4
ア	カ		マ	14	シ	ダ	レ	ヤ	ナ
イ	チ		ヨ	17	オ	オ		モ	ミ
コ	ウ	ヤ	マ	2	カ		キ		ノ
イ			ブ	2	シ	ヤ		ク	ナ
シ	ン		パ	1	ク				ナ
ヒ	マ	ラ	ヤ	1	ハ		ル		ニ
チ	ヤ		シ	1	イ	タ	ヤ	カ	エ
イ	ト		パ	1					レ
			ー	1					デ
			バ	1					
			バ	1					
小計				114	小計				20
合計					合計				134

②保存樹林

(令和6年4月1日現在)

樹種	箇所数	面積(延長)
(樹林)		(広葉樹)
アカマツ林	3	11,340㎡
ケヤキ林	1	1,060㎡
クロマツ林	1	760㎡
スギ林	2	6,300㎡
計	7	19,460㎡
(生垣)		
イチイ	1	54.60m
ドウダンツツジ	1	60.10m
計	2	114.70m

## 8. 墓地・墓園

### ○墓地の現況

(令和6年4月1日現在)

区分	墓地名	位置	総面積(㎡)	区画数
本区 庁域	船見町共同墓地	函館市船見町23番および26番	58,192.40	2,074
	住吉町共同墓地	函館市住吉町16番および17番	27,639.64	3,741
	戸倉町共同墓地	函館市戸倉町4番	4,231.39	646
	鱒川町共同墓地	函館市鱒川町204番地	2,975.20	28
	亀尾町共同墓地	函館市亀尾町107番地	1,341.52	117
	東畑町共同墓地	函館市東畑町125番地	337.18	64
	鉄山町共同墓地	函館市鉄山町193番地の4	1,541.00	42
	亀田中野共同墓地	函館市亀田中野町135番地の3	2,426.00	166
	石川共同墓地	函館市石川町275番地	505.00	51
小計	9か所		99,189.33	6,929
戸井 支所区域	小安共同墓地	函館市小安町563番地1	2,919.00	300
	釜谷共同墓地	函館市釜谷町555番地1, 556番地5, 557番地, 559番地および560番地7	2,644.00	260
	汐首共同墓地	函館市汐首町608番地2, 613番地および613番地2	3,357.00	189
	瀬田来共同墓地	函館市瀬田来町308番地	874.00	141
	館町共同墓地	函館市館町144番地8, 154番地1および247番地のうち	4,974.00	500
	新二見共同墓地	函館市新二見町78番地	970.00	38
	原木共同墓地	函館市原木町130番地	637.00	80
	小計	7か所		16,375.00
恵山 支所区域	日浦共同墓地	函館市日浦町137番地	1,437.00	110
	豊浦共同墓地	函館市豊浦町180番地1および229番地	3,087.00	313
	女那川共同墓地	函館市女那川町2番地5, 2番地10, 2番地26, 5番地3 および225番地1	4,302.00	286
	日ノ浜共同墓地	函館市日ノ浜町103番地1, 103番地3および104番地1	4,258.00	343
	恵山共同墓地	函館市恵山町376番地1, 383番地および383番地1	4,321.00	453
小計	5か所		17,405.00	1,505
榎法華 支所区域	榎法華共同墓地	函館市新八幡町113番地および125番地2	5,733.95	666
小計	1か所		5,733.95	666
南茅部 支所区域	古部共同墓地	函館市古部町272番地および272番地2	1,506.00	75
	ポン木直共同墓地	函館市木直町734番地2, 735番地2および739番地4	1,156.00	55
	木直第1共同墓地	函館市木直町991番地2, 992番地および992番地2	1,807.00	250
	木直第2共同墓地	函館市木直町983番地, 989番地および990番地	712.00	43
	見日共同墓地	函館市尾札部町1424番地	1,986.00	170
	尾札部共同墓地	函館市尾札部町1956番地, 1957番地および1968番地1	5,716.00	366
	川汲共同墓地	函館市川汲町1366番地1, 1366番地3および1367番地	4,414.00	355
	川汲霊園	函館市川汲町1369番地	5,065.00	174
	安浦共同墓地	函館市安浦町188番地2, 200番地1, 200番地2, 201番地1, 202番地1および203番地3	2,035.00	160
	白尻霊園	函館市白尻町391番地1	6,401.00	400
	大船霊園	函館市大船町388番地1	4,011.00	273
	大船共同墓地	函館市大船町588番地および589番地	3,200.00	200
	磯谷共同墓地	函館市岩戸町205番地から207番地まで	1,229.00	75
小計	13か所		39,238.00	2,596
合計	35か所		177,941.28	13,204

## ○墓園の現況

名 称 函館市東山墓園  
位 置 函館市東山町  
面 積 27.1ha 整備済み15.3ha(第5期造成)  
都市計画決定年月日 当初 昭和32年11月4日 最終変更 平成17年11月8日

墓地の区画数 (令和6年4月1日現在)

種別	4㎡	5㎡	6㎡	8㎡	12㎡	合計
区画数	3,838	1,036	2,087	232	120	7,313

## 9. 市営駐車場

### ○駐車場の現況

(令和6年4月1日現在)

駐車場名	面積	収容台数	備考
棧橋駐車場	1,040㎡	36台	令和元年11月から月ぎめ駐車場として供用開始
函館駅前広場駐車場	927㎡	40台	
若松町駐車場	1,473㎡	52台	令和元年11月から供用開始
市民の森駐車場	大型車側 1,600㎡	15台	
	普通車側 2,000㎡	78台	

### ○利用状況

区分		年度					
		H30	R元	R2	R3	R4	R5
年間利用 台数	棧橋 駐車場	6,539	※9,039	432	432	432	432
	函館駅前 広場駐車場	213,117	222,698	161,191	174,649	195,499	200,918
	若松町 駐車場	-	31,064	61,636	63,272	84,096	88,701
	市民の森 駐車場	18,536	16,017	16,017	17,579	24,380	25,345
1日平均 利用台数	棧橋 駐車場	18	24	36	36	36	36
	函館駅前 広場駐車場	584	608	442	478	535	548
	若松町 駐車場	-	204	169	173	230	242
	市民の森 駐車場	51	44	44	48	67	69

※ 令和元年11月から月ぎめ駐車場として供用開始(4~10月 8,859台, 11月~3月 180台)